一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成２８年３月

神　　埼　　市

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画の見直しの背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

神埼市（以下「本市」という。）のごみ処理の方向性についても、現在広域処理を行っている吉野ヶ里町はもとより、近隣の鳥栖市、上峰町、みやき町などとも、広域処理の範囲を拡大する検討が必要な時期となっている。こうした社会的情勢の変動を踏まえて、改めて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、今後 15 年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにするものである。

第２節　計画期間

本計画は、平成 28 年度を初年度とし、平成 42 年度を目標年度とする 15 カ年計画とする。また、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとする。

▼図表 1-1　計画期間

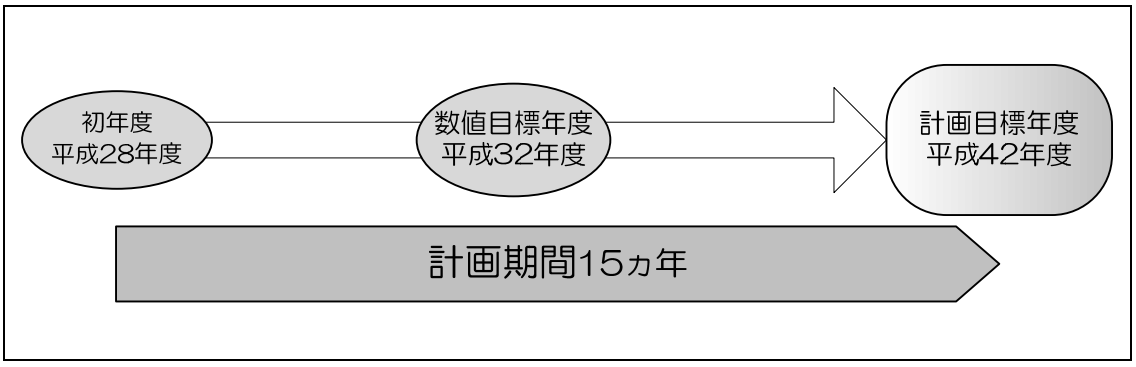

▼図表 1-2　基本計画の位置づけ

第３節　計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物とする。本計画では、固形状の一般廃棄物を「ごみ」とし、液状の一般廃棄物を「生活排水」とする。

なお、本市及び脊振共同塵芥処理組合（以下「組合」と言う。）で処理・処分が困難な廃棄物や各種リサイクル法に基づいた処理・処分を求められる廃棄物については、図表 1-4 に示す取り扱いとする。

▼図表 1-3　対象廃棄物

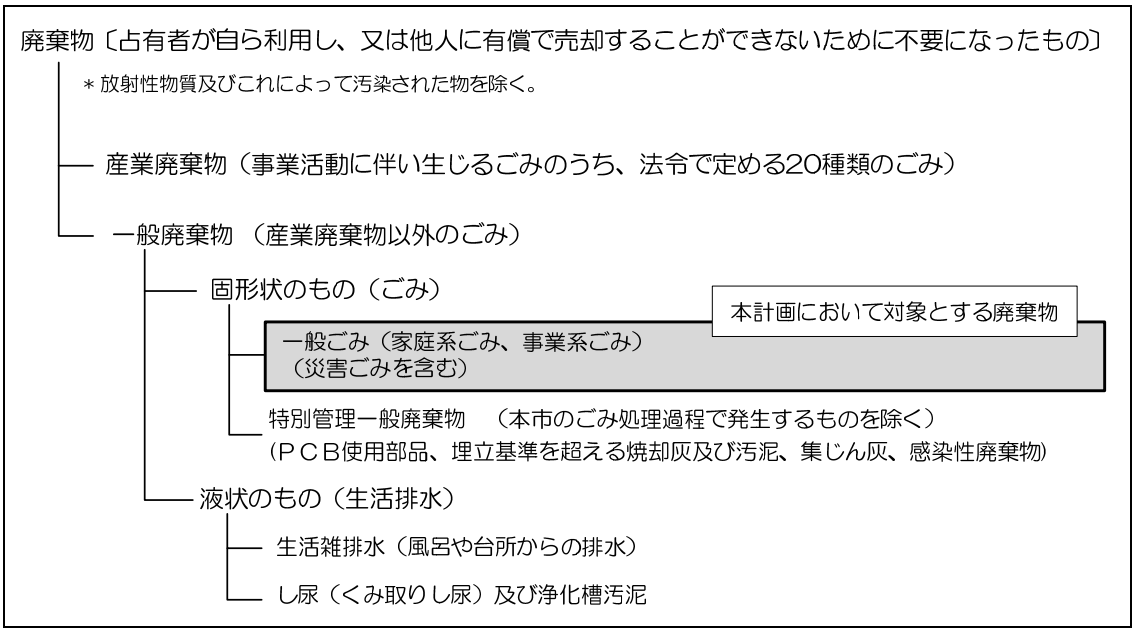

▼図表 1-4　本市で収集しないもの

区　分	処理・処分先
家電リサイクル法 対　象　品　目	・家電リサイクル法に基づき、エアコン（室外機含む）、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、販売店引き取りとする。
パ　ソ　コ　ン	・製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン３Ｒ推進センター等に問い合わせる
適正処理困難物 （主なもの）	・以下に示す品目については、販売店などに引き取ってもらうか、専門の処理業者へ依頼すること。 農業・漁業関係（コンバイン・トラクター、田植機及び部品　等） 建工器具類（マッサージ器、ロデオマシン　等） 自動車関係（自動車、タイヤ、バイク　等） 建築用関係（建設廃材、コンクリート・ブロック類　等） 電子温水器タンク、物干し台、ピアノ　等

第４節　計画の進行管理

本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）を行う PDCA サイクルの概念を導入し、計画の進行管理を行うものとする。

計画の進行管理の内容は、図表 1-5 に示すとおりとする。

▼図表 1-5　計画の進行管理

区　分	処理・処分先
Plan （計画の策定）	本計画の「目標」や「施策」などを広く市民や事業者に周知する。
Do （施策の実行）	本計画に基づいた実施計画を作成し、実行する。
Check （評価）	計画の進捗状況を客観的に評価する。
Act （見直し）	単年度単位での課題事項は、その都度改善する。 本計画の前提条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行う。

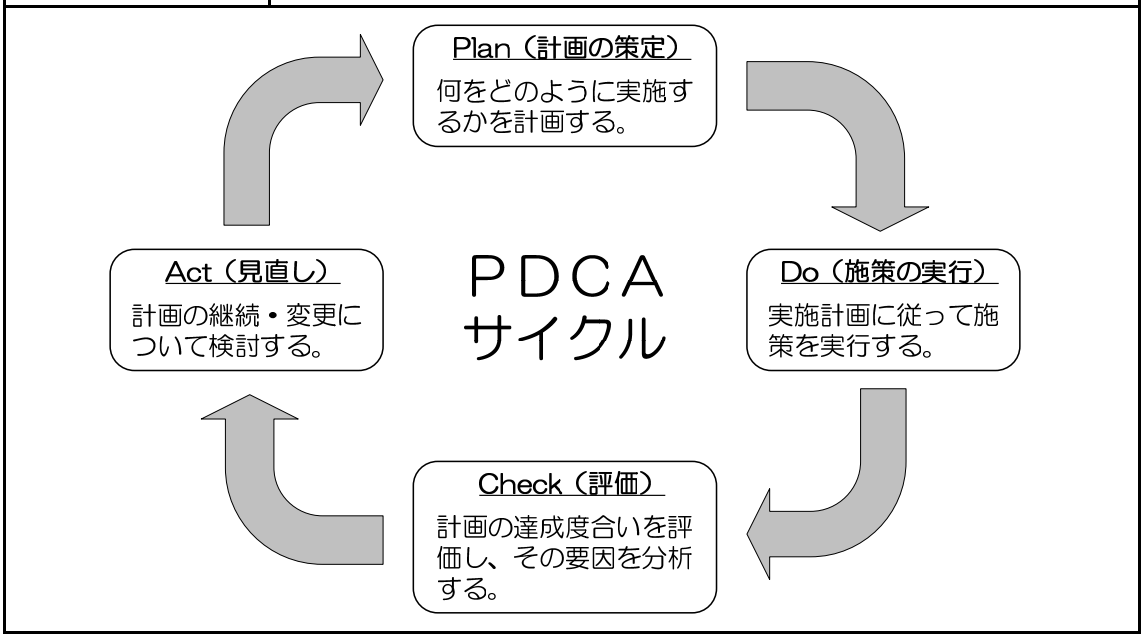

第２章　地域特性

第１節　自然環境

１　位置

本市は佐賀県の東部に位置し、市東部は吉野ヶ里町及びみやき町、西部は佐賀市と北部と南部を福岡県に接している。本市の面積は、125.13 ㎢である。

▼図表 2-1　位置と面積

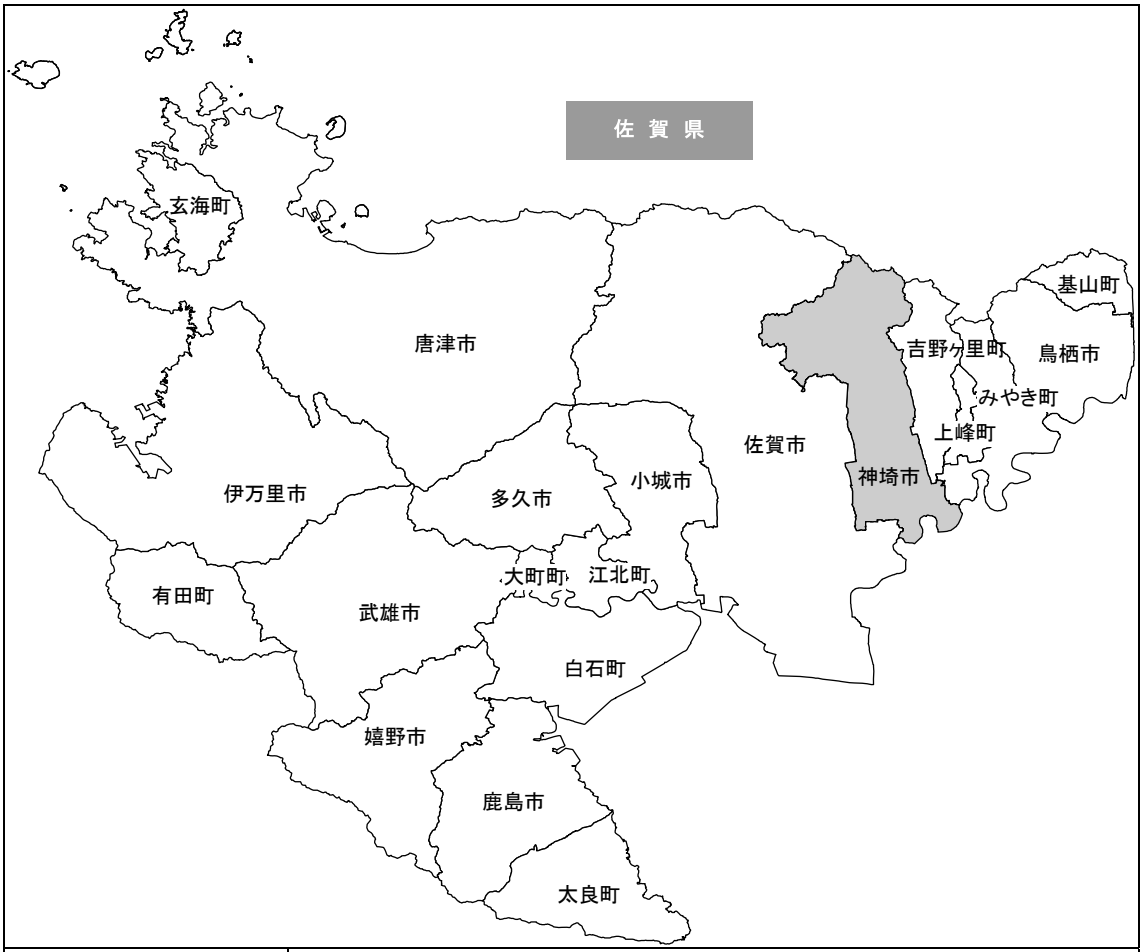

神埼市面積	125.13k ㎡

資料：国土交通省「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」（10 月 1 日現在）

2　地勢

本市の地形は、北部が背振山地になっているが、それ以外の地域は佐賀平野の一角をなす平坦地である。

また、城原川が南北に貫流し、水田、飲用水、工業用水等の水資源として利用されている。なお、主要河川及び山地は以下のとおりである。

▼図表 2-2　地勢

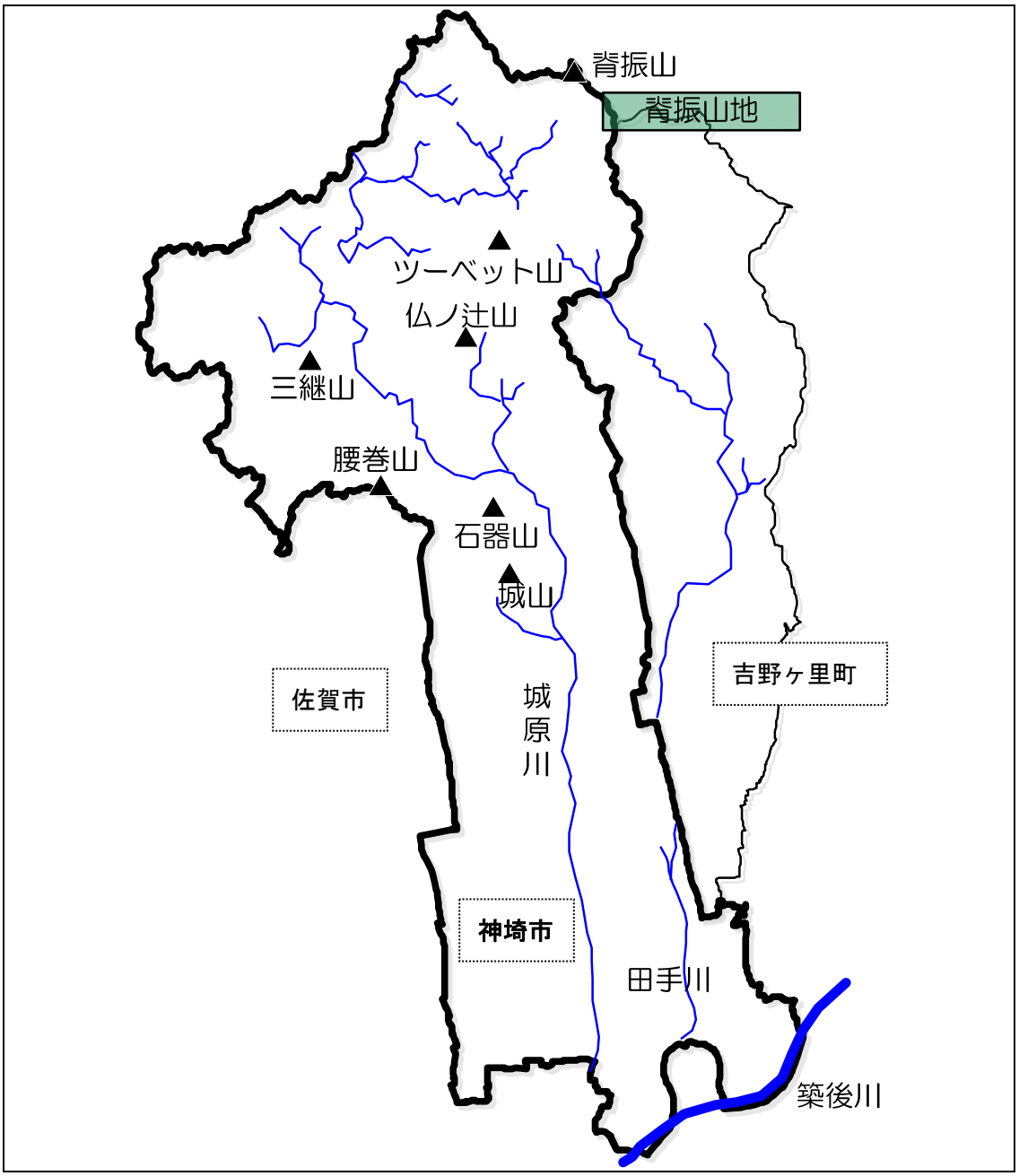

3　気候

本市は、年間を通した平均気温は 16.8℃と比較的温暖であるが、冬には降雪が観測されることもある。平均降水量は 2,042.0㎜（鳥栖アメダス：2,238.8㎜）と比較的雨が多い気候である。

▼図表 2-3　降水量及び平均気温

		佐賀地域気象観測所		鳥栖アメダス
		平均気温（℃）	降水量（mm）	降水量（mm）
H22 年		17.0	1,941.0	（2,119.5）
H23 年		15.5	2,005.5	2,267.0
H24 年		16.5	1,999.0	2,285.0
H25 年		17.1	2,012.0	2,276.0
H26 年		16.7	2,252.5	2,246.5
H22～26 年平均値		16.8	2,042.0	2,238.8
H22年～H26年月平均値	1 月	5.0	34.2	（49.5）
	2 月	7.3	104.4	（124.6）
	3 月	10.3	118.2	140.0
	4 月	14.7	134.6	154.5
	5 月	20.1	164.0	187.0
	6 月	23.5	317.5	366.0
	7 月	27.7	397.7	454.7
	8 月	28.5	352.7	320.1
	9 月	24.8	110.2	151.3
	10 月	19.4	126.3	123.3
	11 月	13.2	111.7	110.9
	12 月	6.9	70.5	92.8

注：鳥栖アメダス観測は平成 22 年 3 月 4 日より開始。
（ ）は欠測等により資料不足がある。

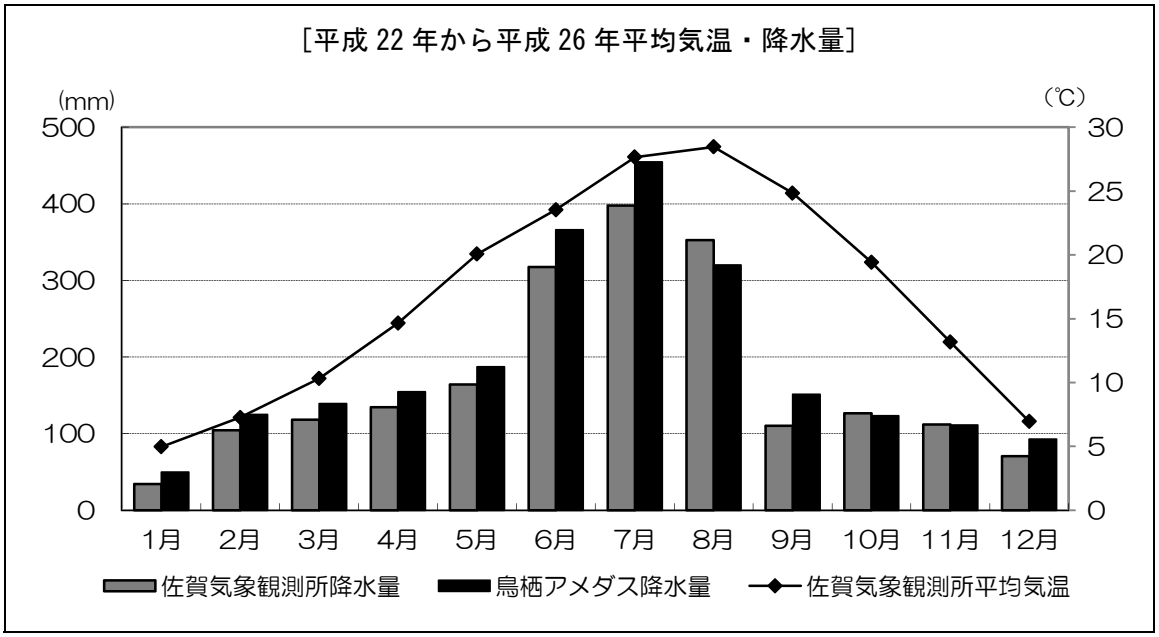

資料：気象庁「気象観測データ」

第２節　社会環境

１　人口及び世帯数

本市の人口は増加傾向にあり、平成 2 年に 32,502 人であった人口が、平成 22 年には 32,899 人となっている。

また、世帯数は、平成 2 年の 8,653 世帯と比べ、平成 22 年では 10,741 世帯と大幅に増加しているが、1 世帯当たり人員は、平成 2 年の 3.76 人から平成 22 年には 3.06 人に減少している。核家族化の進行や単身世帯が増加しているものと推測される。

平成 22 年度における本市の年齢別人口では、男女ともに 60～64 歳が最も多くなっている。

▼図表 2-4　人口及び世帯数の推移

項　目	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年
総　人　口（人）	32,502	33,049	33,648	33,537	32,899
世　帯　数（世帯）	8,653	9,408	10,098	10,483	10,741
1 世帯当たり人員（人）	3.76	3.51	3.33	3.20	3.06

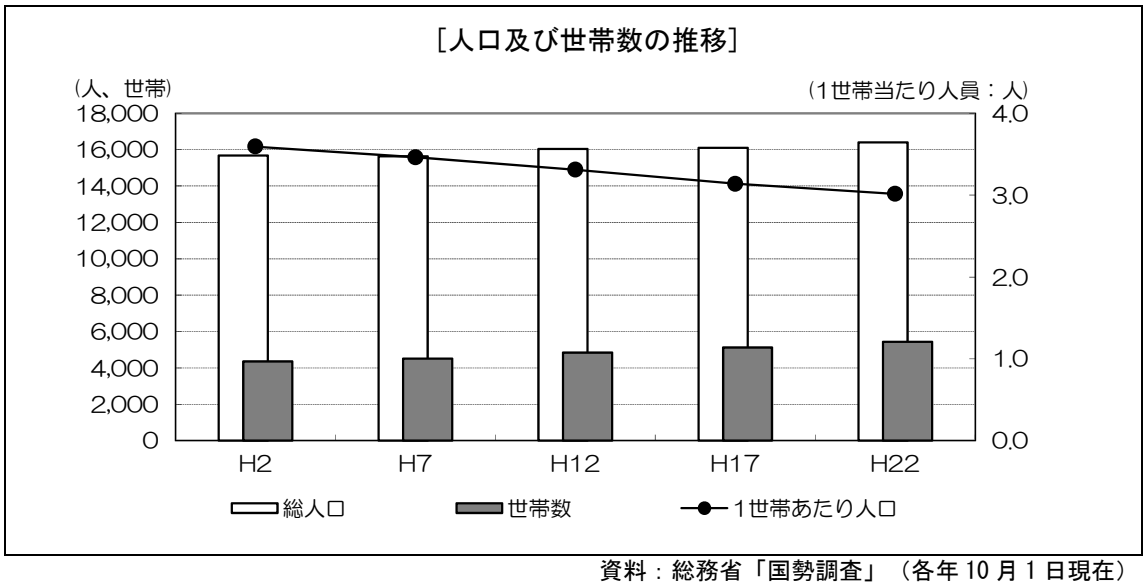

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

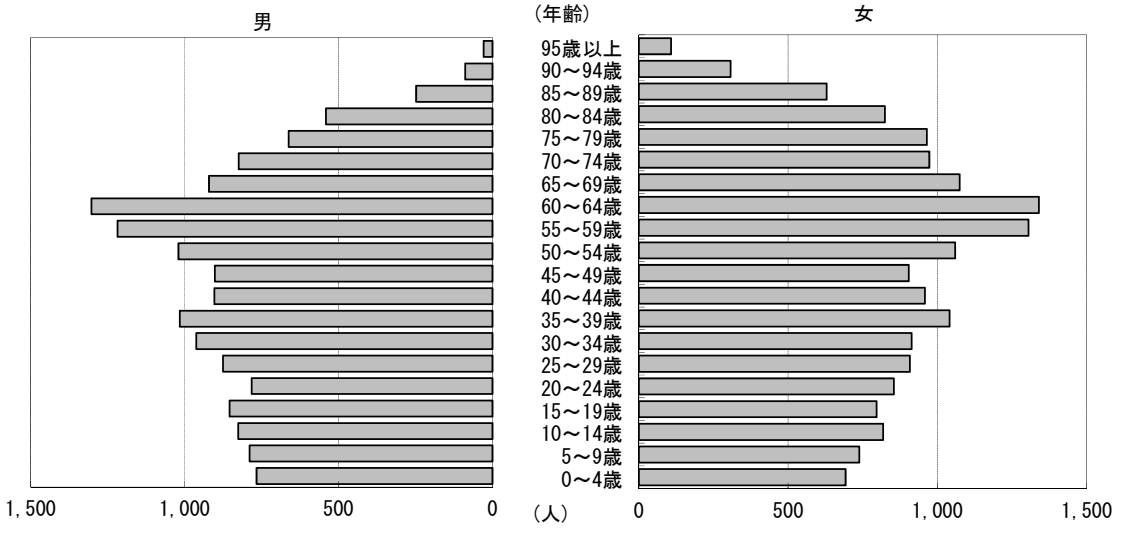

資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年 10 月 1 日現在）

2　産業

本市の平成 22 年度産業別就業者割合は、第 3 次産業の割合が 63.3%と最も高く、次いで第 2 次産業の 27.2%、第 1 次産業の 9.5%である。小分類別では、製造業（19.2%）卸売業、小売業（15.0%）が高い割合を示している。

▼図表 2-5　産業別就業人口の推移（平成 22 年度）

項目＼就業者数		人	割合
第１次産業		1,549	9.5%
	農業，林業	1,533	9.4%
	漁業	16	0.1%
第２次産業		4,413	27.2%
	鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.0%
	建設業	1,291	7.9%
	製造業	3,120	19.2%
第３次産業		10,278	63.3%
	電気・ガス・熱供給・水道業	44	0.3%
	情報通信業	143	0.9%
	運輸業，郵便業	781	4.8%
	卸売業，小売業	2,433	15.0%
	金融業，保険業	349	2.1%
	不動産業，物品賃貸業	122	0.8%
	学術研究，専門・技術サービス業	261	1.6%
	宿泊業，飲食サービス業	667	4.1%
	生活関連サービス業，娯楽業	585	3.6%
	教育，学習支援業	696	4.3%
	医療，福祉	1,939	11.9%
	複合サービス事業	254	1.6%
	サービス業（他に分類されないもの）	756	4.7%
	公務（他に分類されるものを除く）	792	4.9%
	分類不能の産業	456	2.8%

資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年度）

第３節　都市環境

1　土地利用

本市の土地利用状況のうち、田が 43.7%を占め最も多く、次いで山林が 37.4%、宅地が 9.3%と続いている。山林及び田・畑の合計で 8 割以上を占めている。

▼図表 2-6　土地利用（民有地）（平成 25 年 1 月 1 日現在）

単位：ha

総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
7,127	3,133	362	667	2,680	135	192

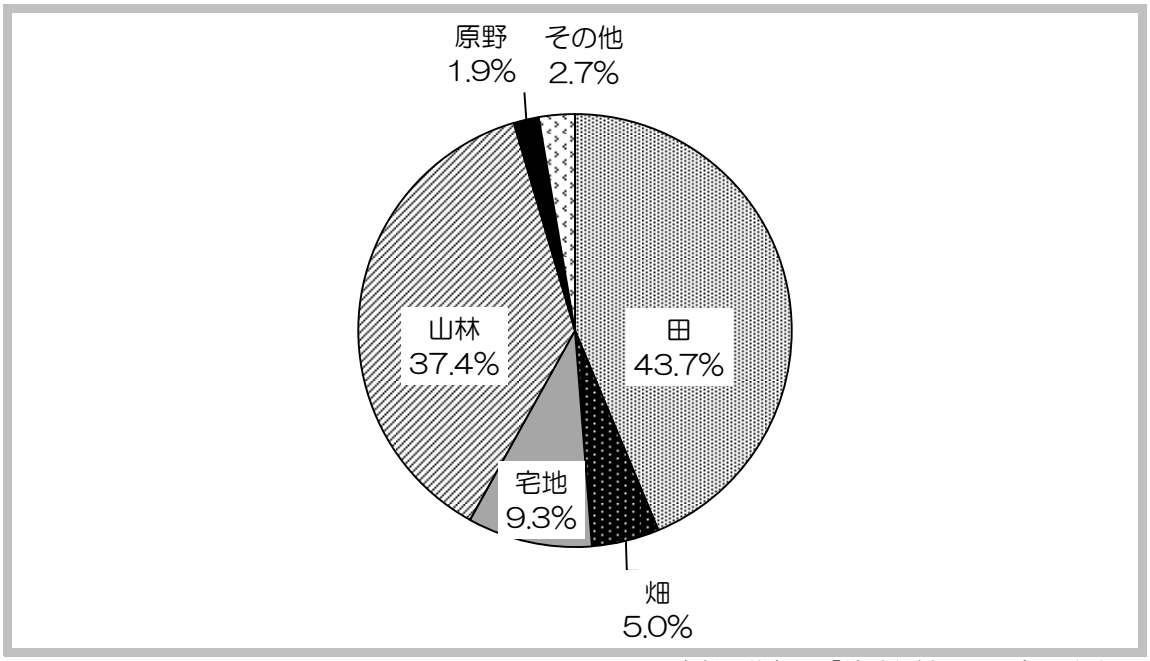

資料：佐賀県「統計年鑑」（平成 26 年版）

2　交通

本市の主要幹線は、南部に国道 34 号及び国道 264 号が貫通しているほか、主要地方道・県道が走り交流機能を持っている。また、市中央部に長崎自動車道が横断し、東脊振インターチェンジ及び佐賀大和インターチェンジが近郊に位置しており、高速道路への利便性は比較的高くなっている。

鉄道は市内にＪＲ長崎本線が横断している。

▼図表 2-7　交通概略図

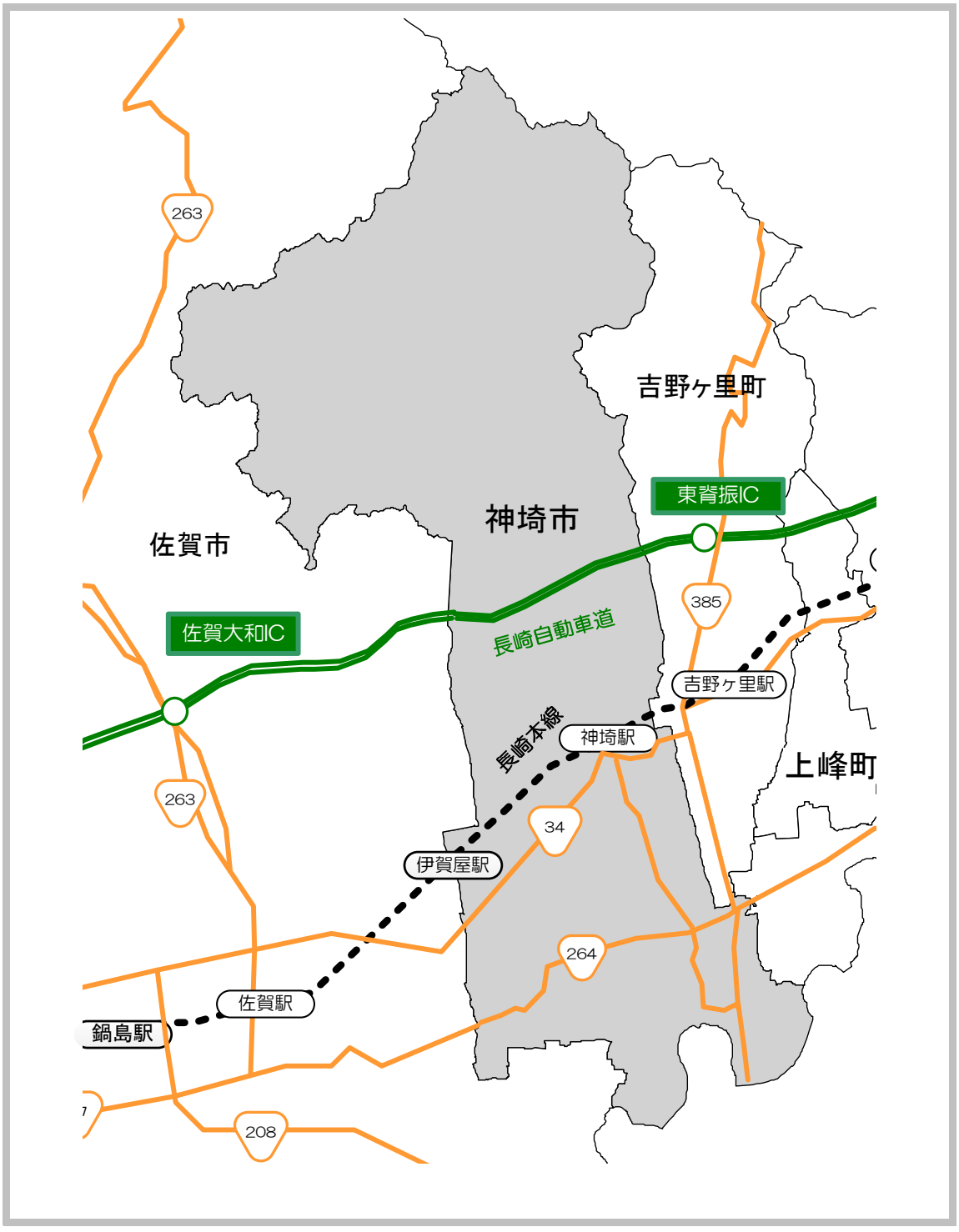

第４節　総合計画

本市では、上位計画として総合計画の策定を行っており、計画の概要は以下に示す通りである。

▼図表 2-8　本市の総合計画の概要

【計画名称】　：神埼市総合計画
【基本計画の期間】　：平成 20 年度～平成 29 年度
【策定年】　：平成 20 年
【人口目標値】　：33457 人（平成 29 年目標）
【将来像】　自然と歴史と人が輝く
【廃棄物処理に関する施策】
- □環境教育・啓発の推進
- □環境基本計画の策定及び推進
- □ごみの減量化・再資源化の推進
- □市民や事業所の環境配慮活動への支援
- □一般廃棄物基本計画の策定及び推進
- □新エネルギー導入促進事業（太陽光発電、風力発電、クリーンエネルギー自動車）
- □バイオマス事業の推進
- □グリーン購入の促進

第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現状と課題

１　ごみの処理の流れと処理内訳

1-1　ごみの分別

本市のごみの分別種類は、大きく分けて、①燃えるごみ、②燃えないごみ、③資源ごみ、④粗大ごみ、⑤有害ごみの５種類である。

◆図表 3-1　ごみ種類別分別

分別種類		具体例
燃えるごみ		台所ごみ、廃プラ、紙くず、木くず、色物・柄物発泡トレイ、ペットボトルのキャップ　など
燃えないごみ		金属類（小型の家電製品、なべ、やかん、おもちゃ、ライター等）、ガラス類（化粧ビン、耐熱ガラス、油ビン等）、陶磁器類（茶碗、皿、植木鉢、花瓶等）　など
資源ごみ	空缶・空ビン	ジュース缶、スプレー缶、２リットル以下の缶詰など、ジュースビン、ビール、 酒、ウイスキーのびん
	トレイ	白色トレイ、色物・柄物トレイ（いずれも食品用）
	牛乳パック	５００ｍｌ以上の紙パック
	ペットボトル	飲料用ペットボトル類（キャップは除く）
	新聞広告・雑誌	新聞・広告・雑誌・カタログ類
	ダンボール	ダンボール
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車　など
有害ごみ等		蛍光管、電球、乾電池類、体温計　など

1-2　ごみ処理の流れ

本市から排出されたごみは、脊振広域クリーンセンターに搬入し、処理している。燃えるごみは、焼却施設で処理を行っている。焼却処理により発生した焼却残渣物は灰溶融処理を行い、溶融スラグ、メタル及び溶融飛灰を生成し、これらを路盤材などの土木資材やセメント原料等として有効利用している。

燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、粗大ごみ処理施設で破砕・選別・圧縮梱包等の処理を行っている。回収した金属類などは資源化、その他処理過程で発生した可燃残渣及び不燃残渣は、焼却施設で処理している。

◆図表 3-2　ごみ処理の流れ（平成 27 年度）

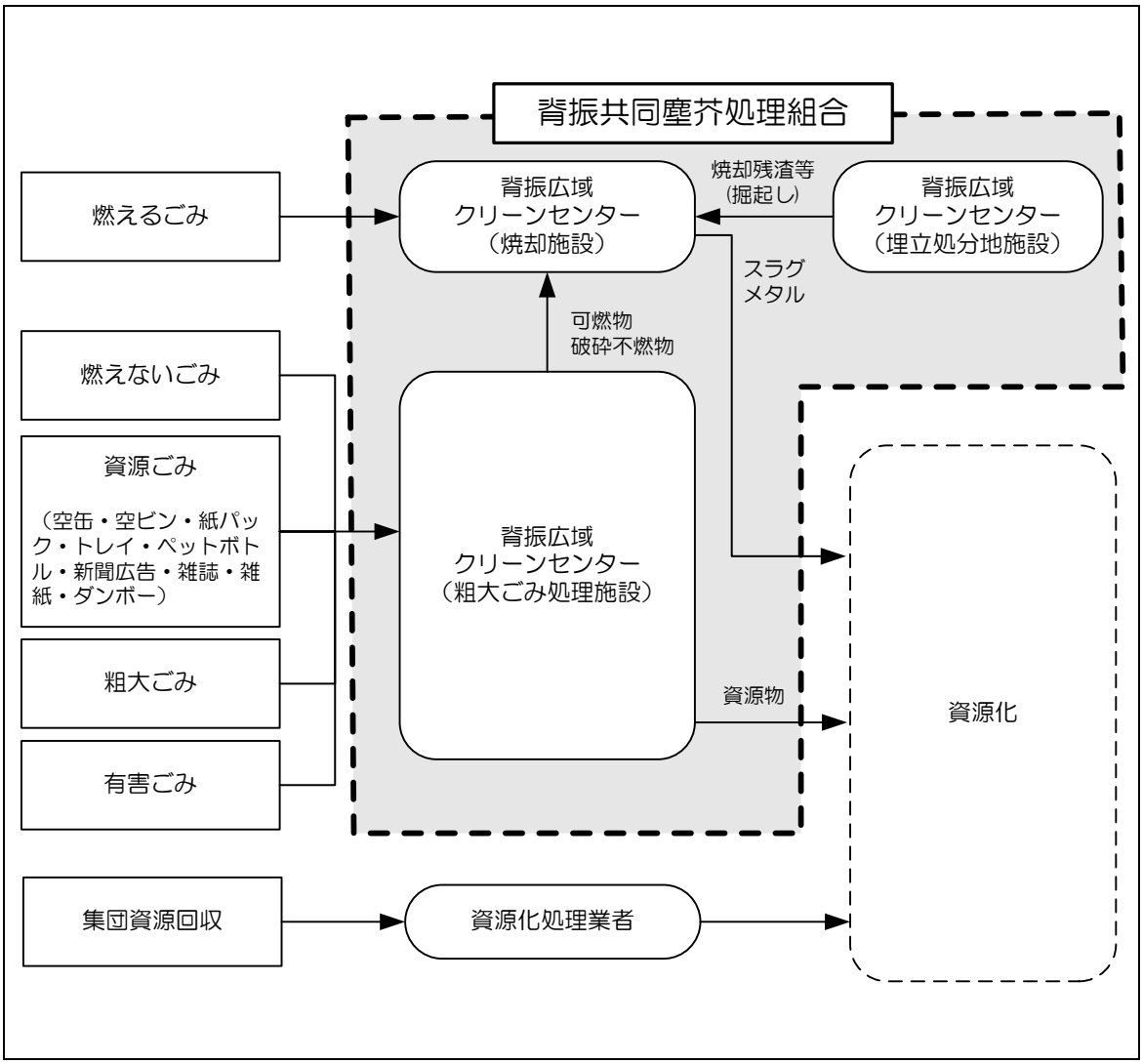

2　ごみの排出量

2-1　年間排出量

本市におけるごみの年間総排出量は、緩やかな増減を繰り返しており、概ね 8,580t 程度で推移している。

家庭系、事業系別にみると、家庭系ごみは概ね横ばいで推移しているが、事業系ごみは、変動が大きく、平成 24 年度に減少したが近年増加している。

◆図表 3-3　ごみ排出量の推移　　単位：t/年

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
人口（年度末）		33,376	33,191	33,053	32,844	32,400
家庭系ごみ	燃えるごみ	5,805	5,849	5,831	5,808	5,826
	燃えないごみ・缶・ビン	592	592	576	587	568
	資源ごみ	412	406	371	370	338
	粗大ごみ	261	281	282	273	218
	計	7,070	7,128	7,060	7,038	6,950
事業系ごみ	燃えるごみ	1,027	1,176	961	1,062	1,517
	燃えないごみ・缶・ビン	9	5	2	3	3
	資源ごみ	2	12	3	6	2
	粗大ごみ	26	26	22	19	18
	計	1,064	1,219	988	1,090	1,540
集団回収		403	364	346	346	327
ごみ総排出量		8,537	8,711	8,394	8,474	8,817

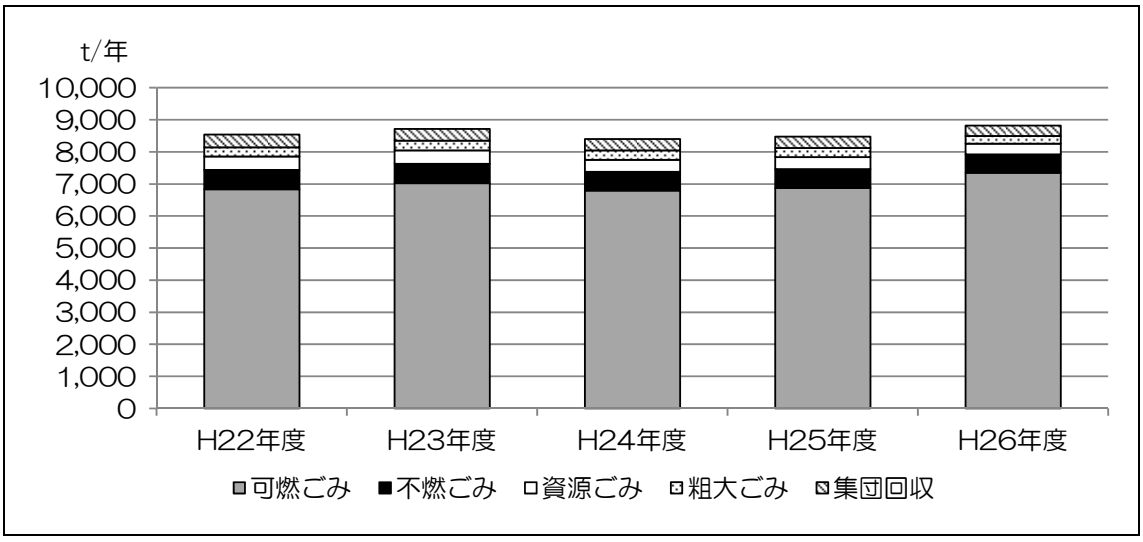

2-2　1人1日当たりごみ排出量

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、佐賀県平均や全国平均と比較すると低い値で推移している。

本市の原単位は、平成25年度までは700g前後で推移していたが、平成26年度には原単位が大幅に増加傾向となっている。

◆図表 3-4　ごみ総排出量推移の全国・県との比較

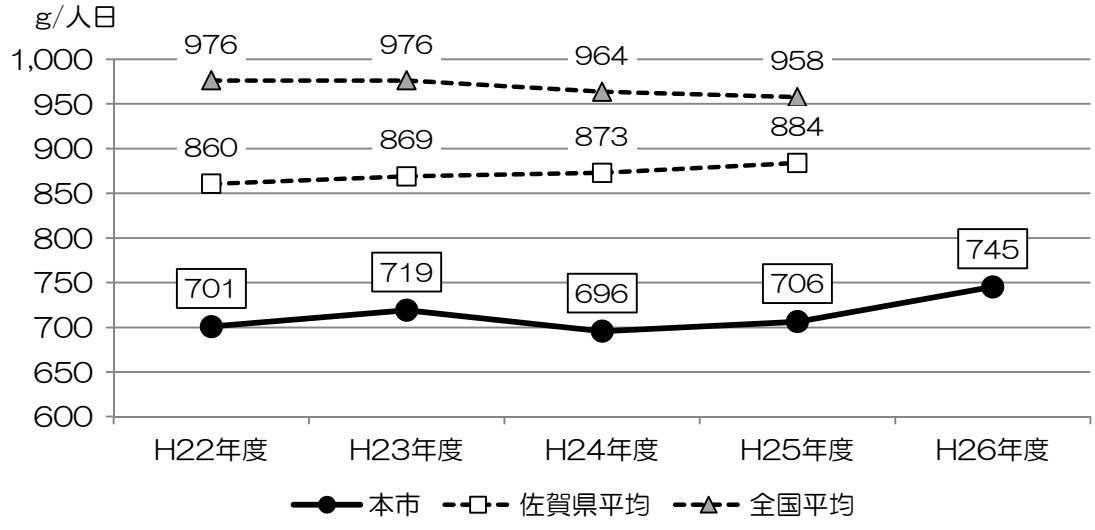

注：1. ごみ総排出量の1人1日当たりごみ排出量＝総排出量÷総人口÷年間日数
　　2. 人口は住民基本台帳による。全国及び佐賀県は10月1日現在、本市は3月31日現在（外国人含む）

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（全国及び佐賀県）

家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量は、615g前後で横ばい推移しており、佐賀県平均や全国平均と比較すると低い値で推移している。

◆図表 3-5　家庭系ごみの排出量推移の全国・県との比較

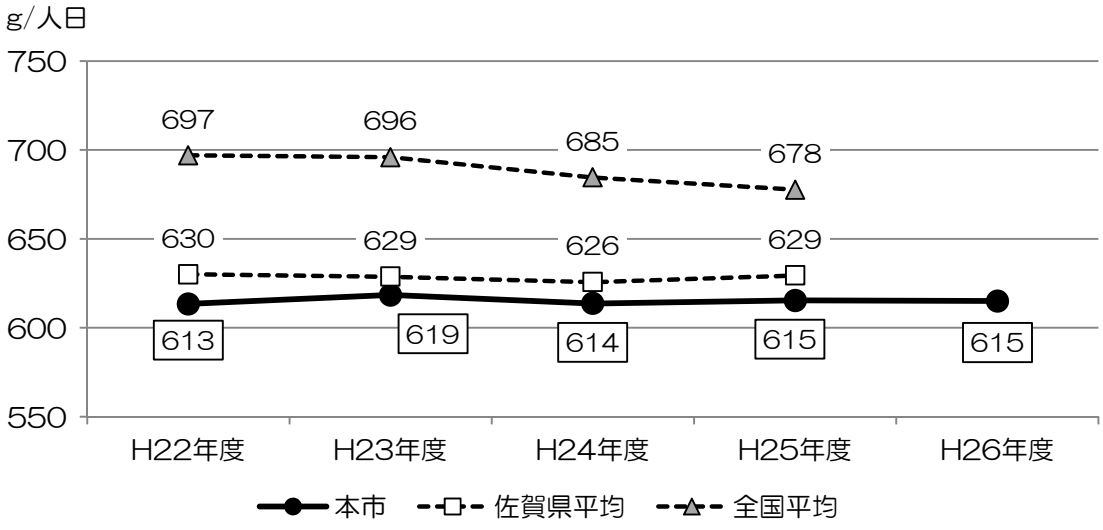

注：1. 家庭系ごみ量の1人1日当たりごみ排出量＝収集ごみ量÷計画収集人口÷年間日数
　　2. 人口は住民基本台帳による。全国及び佐賀県は10月1日現在、本市は3月31日現在（外国人含む）

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（全国及び佐賀県）

3　ごみの性状

脊振広域クリーンセンターでは、施設の安定稼働を維持するために年４回の頻度で定期的にごみ種類組成、三成分等のごみ質調査を実施している。

◆図表 3-6　可燃ごみの性状

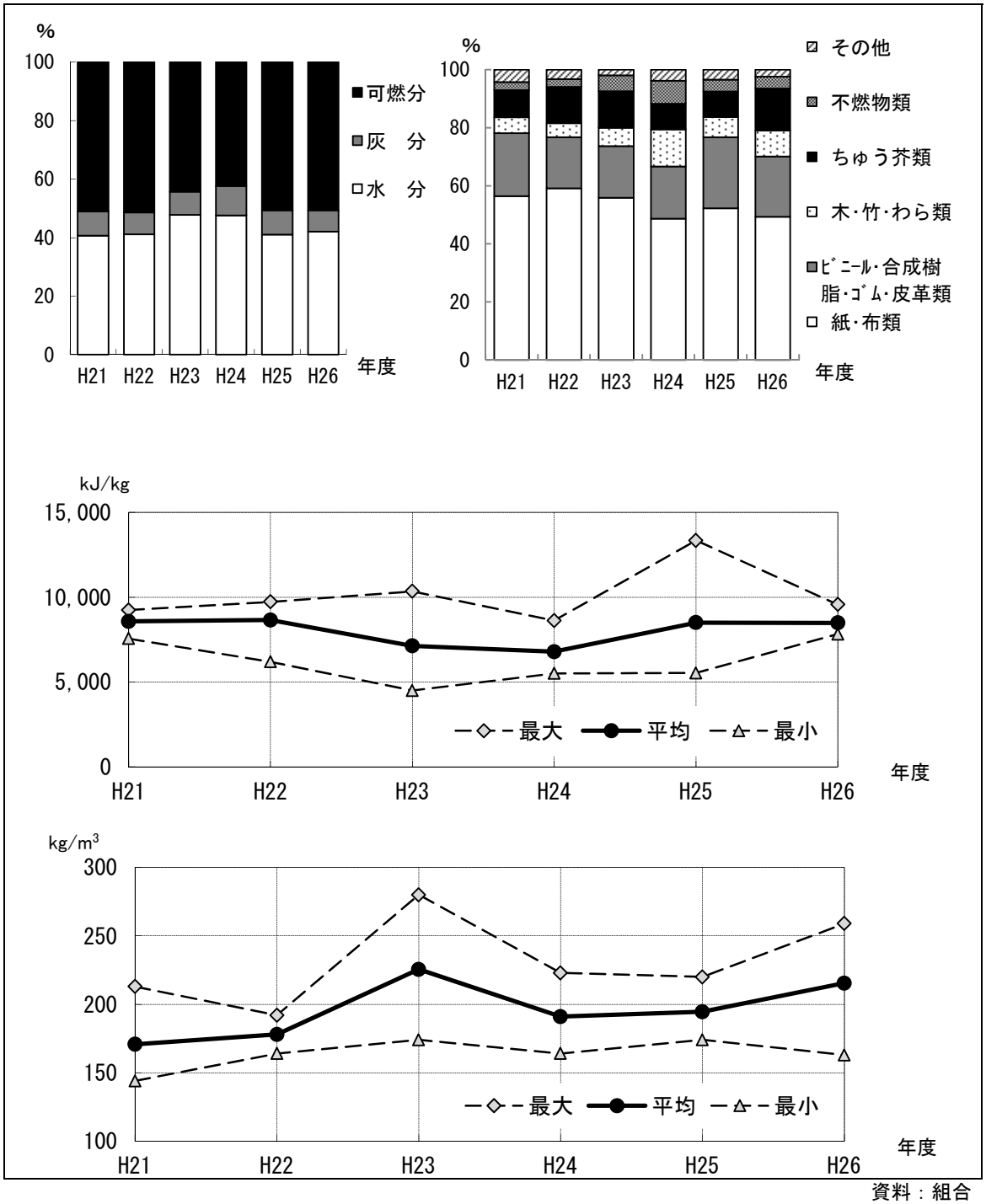

資料：組合

4　ごみの減量化及び再生利用の実績

本市では、住民や事業者によるごみの排出抑制・再資源化を推進するため、広報誌やホームページでの啓発等を行っている。

4-1　集団回収

本市では、ごみの減量化を図るため、ごみ減量化に対しよく理解し定期的かつ継続的にできる区、子供クラブ、地域婦人会及び老人クラブなどの公共的な団体で、あらかじめ、神埼市資源物集団回収事業実施団体の登録申請書を市長へ提出し、適当と認められた団体による集団回収に対して、補助金を交付している。集団回収量は年々減少しており、平成 26 年度は 327t/年である。

◆図表 3-7　集団回収の実績　　単位：t

項　目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
集団回収	403	364	346	346	327

4-2　生ごみ堆肥化による減量化

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、脊振共同塵芥処理組合で住民を対象に生ごみ自家用処理容器の購入補助制度や有効微生物の購入補助制度を実施している。

5　ごみ処理の実績

5-1　焼却処理

焼却処理の実績は、平成 26 年度は 8,600ｔであったが、増減を繰り返しながら概ね 8,000t/年前後で推移している。焼却残渣を溶融処理した後の資源化量の推移は、一時的な変動はあるものの増加傾向となっている。

◆図表 3-8　溶融資源化センターの実績　　単位：t

項　目		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
焼却処理量		7,793	8,050	7,861	8,162	8,644
資源化量		363	550	588	964	760
	溶融スラグ	374	733	890	1,583	1,272
	溶融飛灰	272	259	219	223	208
	溶融メタル	9	11	13	10	13

5-2　資源化

燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、脊振広域クリーンセンターにおいて破砕選別等の中間処理等を行った後に、資源物を回収している。

◆図表 3-9　資源化量の実績　　単位：t

項　目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
資源化量	1,567	1,864	1,944	2,583	2,228

5-3　最終処分の実績

組合が管轄する脊振広域クリーンセンターでは、資源化できないごみを全て溶融処理し、全量溶融スラグ等として資源化していることから、最終処分は行っていない。

6　リサイクルと最終処分の状況

本市の集団回収や中間処理等の資源化を含めた資源化量は、平成 26 年度実績で 2,402t/年（掘り起しごみの資源化分を除く）となっており、リサイクル率は 27.2%と佐賀県または全国の平均値より高い値となっている。

なお、最終処分量については、組合において溶融処理等の中間処理を実施し、全量再資源化を行っているため、最終処分は行っていない。

◆図表 3-10　リサイクルと最終処分の状況(平成 26 年度)

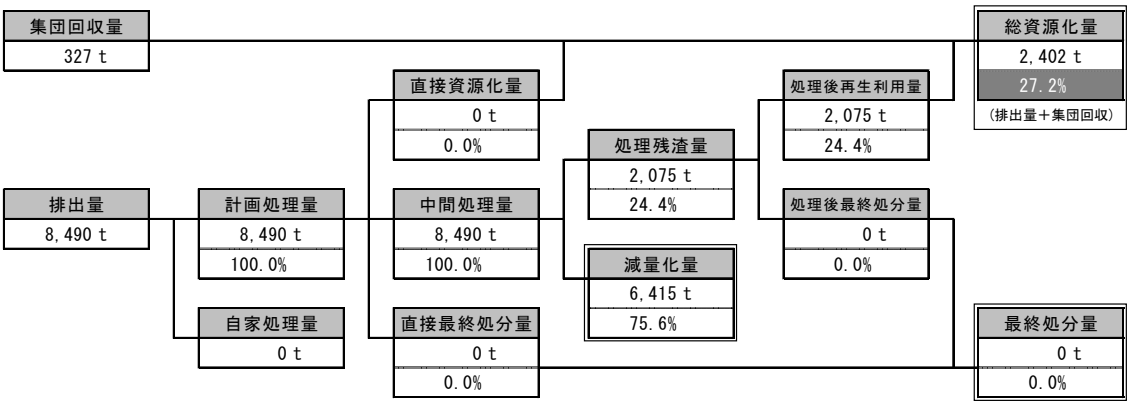

	リサイクル率 【資源化量÷(排出量(処理)量)＋集団回収量)】	最終処分率 【最終処分量÷排出量(処理量)】
本市 (平成 26 年度)	27.2%	0.0%
佐賀県平均 （平成 25 年度）	18.6%	6.4%
全国平均 （平成 25 年度）	20.6%	10.7%

注：リサイクル率及び最終処分率は、以下に示す数値を利用して試算する。
排出量＝家庭系＋事業系
資源化量＝直接資源化量＋中間処理後の資源化＋集団回収量
佐賀県及び全国のリサイクル率、最終処分率は処理量で計算

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（佐賀県及び全国）

7　ごみ処理体制等

7-1　収集運搬体制

ごみの収集頻度は、燃えるごみは地区により週 2 回、燃えないごみ及び空缶・空ビン、有害ごみは月 2 回である。空缶・空ビン以外の資源ごみ及び粗大ごみは月 1 回である。

燃えるごみ、燃えないごみ、空缶・空ビン、ペットボトル、トレイは、有料指定袋による排出となっている。粗大ごみについては、業者に連絡後、必要枚数のステッカーを貼って排出する。

◆図表 3-11　収集体制・収集頻度（家庭ごみ）

分別種類			収集頻度及び収集場所	排出容器及び手数料
燃えるごみ			週２、３回/ｽﾃｰｼｮﾝ収集	指定袋 （大：40 円/枚、中：30 円/枚、小：15 円/枚）
燃えないごみ			月２回/ｽﾃｰｼｮﾝ収集	指定袋（中：30 円/枚）
資源ごみ	空缶・空ビン		月２回/ｽﾃｰｼｮﾝ収集	指定袋（中：30 円/枚）
	資源Ａ	新聞・広告	月１回/ｽﾃｰｼｮﾝ収集	ひもでくくる
		雑誌類		ひもでくくる
		ダンボール		ひもでくくる
		雑がみ類		紙袋
	資源Ｂ	紙パック	月１回/ｽﾃｰｼｮﾝ収集	ひもでくくる
		ペットボトル		指定袋（大：20 円/枚）
		トレイ		指定袋（大：20 円/枚）
粗大ごみ			月１回/戸別収集	ステッカー
有害ごみ			月２回/ｽﾃｰｼｮﾝ収集	透明袋

7-2　ごみ処理施設

本市から排出されたごみは、脊振広域クリーンセンターにて処理を行っている。

焼却施設で燃えるごみや破砕残渣を焼却処理後、灰溶融施設にて溶融し、溶融スラグ、メタル、溶融飛灰を土木資材やセメント原料等として有効利用している。また、本施設では焼却処理時に発生する廃熱を温水として場内利用している。

粗大ごみ処理施設では、燃えないごみや粗大ごみを破砕処理・選別・圧縮、資源ごみは選別・保管などを行い、資源化の促進を図っている。

最終処分場については、埋立物を掘り起し、灰溶融処理を行うことにより、埋立物の全量撤去を推進している。

◆図表 3-12　脊振広域クリーンセンターの概要

【焼却施設】

施　設　名	脊振広域クリーンセンター	
	焼却処理施設	灰溶融施設
所　在　地	神埼市脊振町鹿路 3362-1	神埼市脊振町鹿路 3362-1
敷 地 面 積	52,547m^2（粗大ごみ施設・洪水調整池含む）	
竣 工 年 月	平成９年１月	平成 19 年 12 月
処 理 能 力	111t/日（2 炉）	18.9t／日（2 炉）
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉	焼却炉直結溶融方式

【粗大ごみ処理施設】

施　設　名	脊振広域クリーンセンター　粗大ごみ処理施設
所　在　地	神埼市脊振町鹿路 3362-1
竣 工 年 月	平成９年１月
処 理 能 力	25t/日
処 理 方 式	破砕、選別、圧縮・梱包、その他

【最終処分場】

施　設　名	埋立処分地施設
所　在　地	神埼市脊振町鹿路 3362-1
埋 立 面 積	11,000m^2
竣 工 年 月	平成９年１月
埋 立 容 積	100,000m^3
処 理 方 式	セル工法
備　　考	浸出水処理施設 60m^3/日

8　ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

8-1　ごみ処理の組織体制

ごみ処理の組織体制は、以下のとおりである。

◆図表 3-13　ごみ処理の行政組織体制

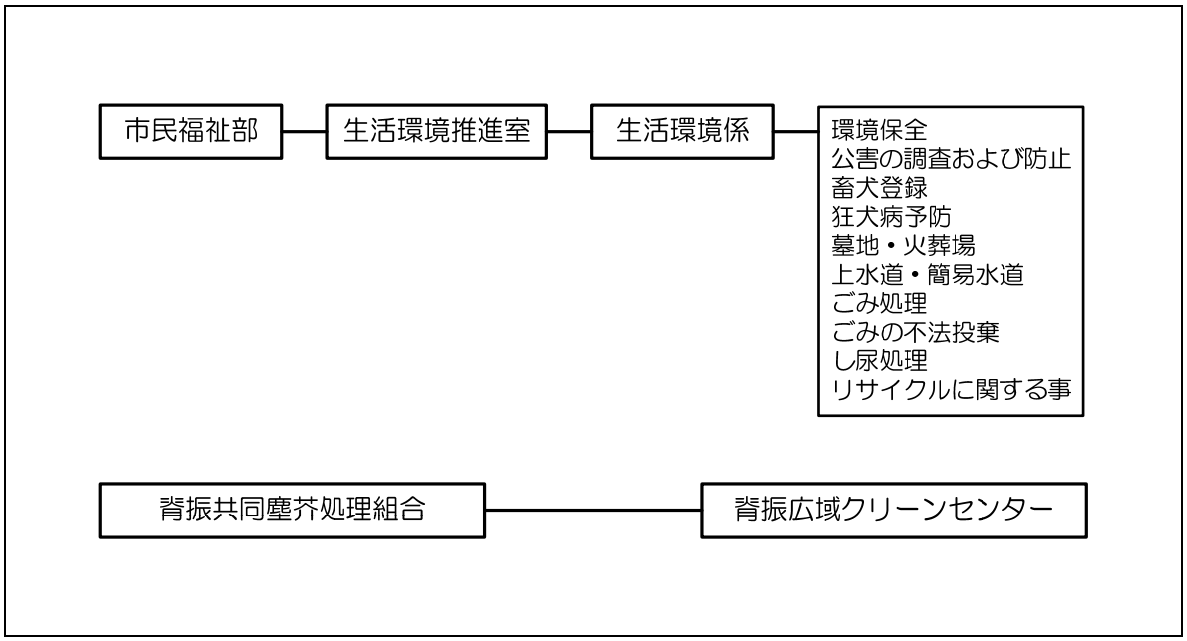

8-2　ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、平成 24 年度からに大きく増加し平成 26 年度には約 3 億円である。

住民１人当たりコスト及びごみ 1t 当たりコストは平成 24 年度に急激に増加し、その後も緩やかに増加している。

◆図表 3-14　ごみ処理経費の推移

項　目	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
人口（年度末）	人	33,376	33,191	33,053	32,844	32,400
ごみ量 (集団回収除く)	t	8,134	8,347	8,048	8,128	8,490
処理及び 維持管理費	千円	246,169	241,756	271,370	288,649	291,905
住民１人当たり のコスト	円	7,400	7,300	8,200	8,800	9,000
ごみ 1t 当たり のコスト	円	30,300	29,000	33,700	35,500	34,400

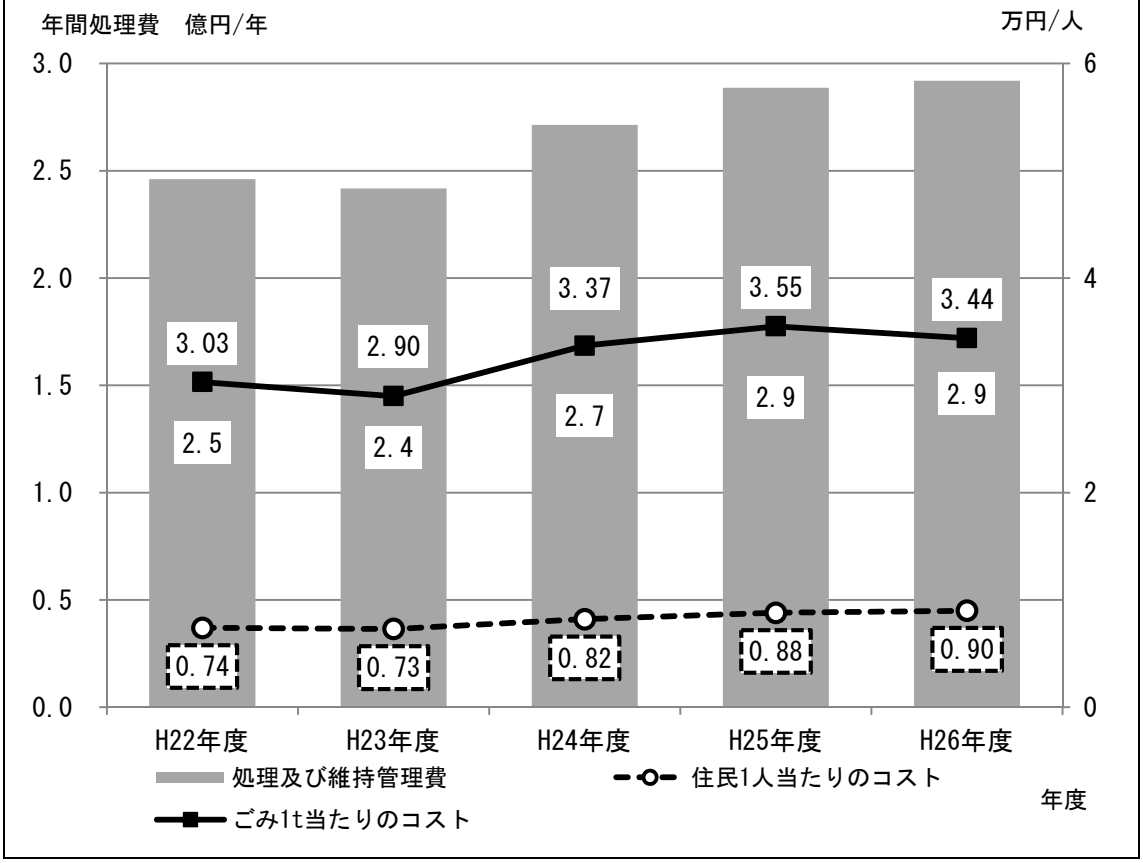

資料：一般廃棄物処理実態調査票

9　ごみ処理評価

本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、平成 24 年度実績を基に、本市と同程度の人口規模の自治体との比較評価は以下のとおりである。

本市はいずれの項目も標準偏差が 50 前後である。人口一人一日当たりごみ総排出量は、標準偏差が 60 を上回っており、全国的にもごみの排出量が少ない状態である。

◆図表 3-15　ごみ処理の評価項目

指標		指数の見方
循環型社会形成	人口一人一日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	人口一人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1 人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

◆図表 3-16　ごみ処理の評価

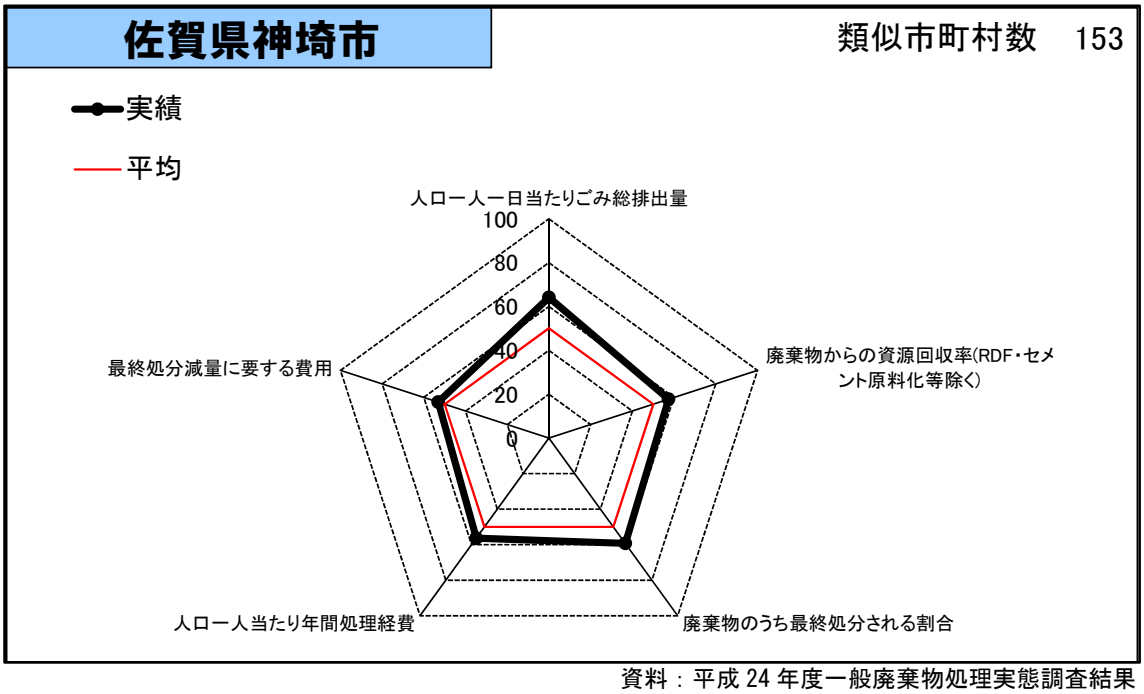

資料：平成 24 年度一般廃棄物処理実態調査結果

10　ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりです。

【ごみの分別に関する事項】

ごみの減量が必要
・家庭系の１人１日当たりごみ排出量は概ね横ばい傾向となっていることから、今後も継続する必要がある。 ・事業系のごみ排出量は増加傾向となっていることから、事業者のごみの減量化や適正処理を推進する必要がある。

【再資源化に関する事項】

分別徹底が必要
・　本市のリサイクル率は、27.2%と佐賀県または全国の平均値より高い値となっていることから、今後もこれを維持しつつ、再資源化を進める必要がある。

【中間処理に関する事項】

安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要
・組合が管轄する脊振広域クリーンセンターは、供用開始から 18 年が経過していることから、今後も適正な維持管理及び運転管理を継続することにより、施設の安定稼働を継続する必要がある。 ・一般的にごみ焼却施設の供用年数は 15～20 年間とされていることから、組合施設についても、既存のごみ処理の広域化の範囲の拡大等を含めた将来的な施設整備のあり方を検討する必要がある。

【最終処分に関する事項】

最終処分量ゼロの維持が必要
・容量に限りある最終処分場を長く使っていくため、今後もごみの減量化や再資源化を行っていくことにより、最終処分量ゼロを維持していく必要がある。 ・既存の埋立処分場の埋立物の掘り起しを行っていることから、これを継続していく必要がある。

第２節　ごみ処理の目標

１　基本方針

本市では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図表 3-20）を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の３Ｒ活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費の節約と循環的な利用を促進していくものとする。

本計画では、「資源循環型社会の構築」を基本目標として、ごみの減量化及び資源化を進めていくものとする。

◆図表 3-17　循環型社会に向けた処理の優先順位

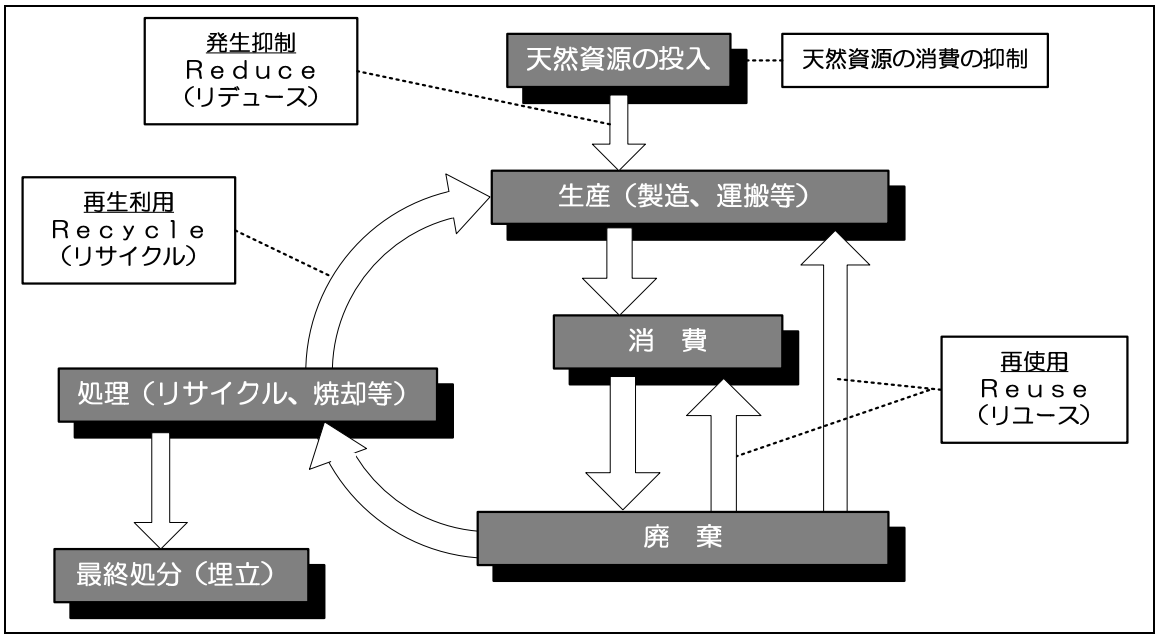

本計画では、ごみとなる可能性がある不用なものをなるべく出さないことや、不用になってしまったものについてはリユースすることで「ごみを出さない」ことを「発生抑制」として位置付けている。「発生抑制」のイメージは下図に示すとおりである。

◆図表 3-18　発生抑制に対する一般的なイメージ

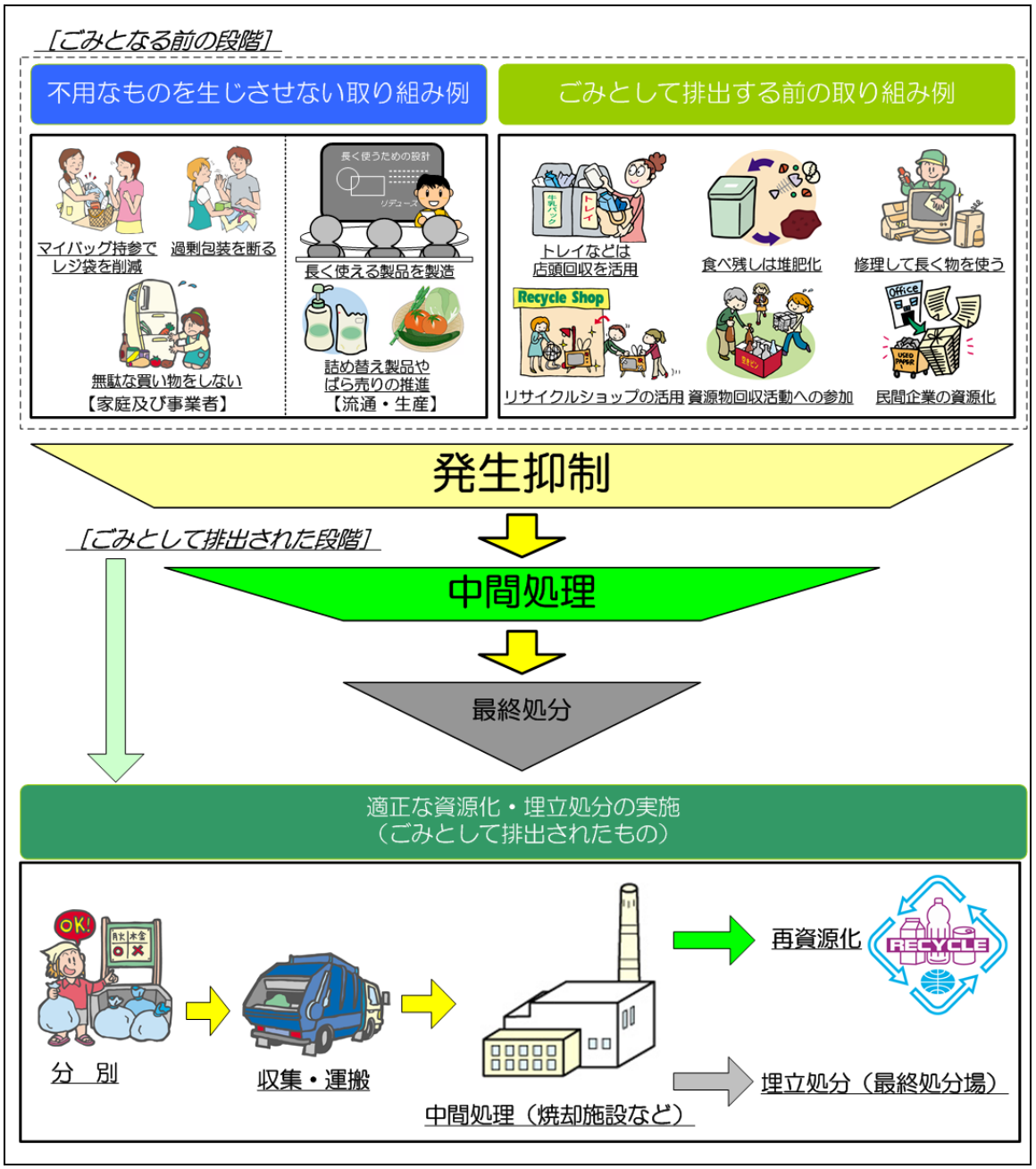

注：組合施設では溶融処理を行っているため、埋立処分は発生しない。

本市では、「環境負荷の少ない循環型社会の形成」を基本理念として、「住民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進」、「ごみの減量化及び資源化の促進」、「適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築」の 3 つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとする。

基本方針１：住民・事業者・行政が連携した３R運動の推進

「発生抑制」を主体とする 3R 運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に取組、住民・事業者・行政の 3 者が連携して、一歩進んだ循環型社会の構築を目指す方針とする。

基本方針２：ごみの減量化及び資源化の促進

本市において、これまで行ってきた施策の促進とあわせて、適正分別を徹底することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていく方針とする。

基本方針３：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を継続する方針とする。

あわせて、現在供用している廃棄物処理施設においては、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理を継続して行っていく方針とする。

ただし、将来的にごみ処理施設の更新を行った場合は、更新する施設に応じた収集・運搬・処理・処分を構築する方針とする。

3　ごみの排出量及び処理量等の推計

3-1　将来計画の方法

人口及びごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている記述をもとに、下記に示す 5 つの推計式をもとに推計を行っている。

なお、人口は本市の総合計画等の将来人口を採用し、ごみ量は過去 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の実績値を基本として推計した。

ごみ排出量等の将来推計方法は、以下に示すとおりである。

【予測式】

◆一次傾向線　：$y=a \cdot x+b$

◆二次傾向線　：$y=a \cdot x^2+b \cdot x+c$

◆一次指数曲線　：$y=a \cdot b^x$

◆べき乗曲線（ハイオーダー法）　：$y=a \cdot x^b$

◆対数曲線　：$y=a \cdot \ln(x)+b$

【備考】

→　x　：基本年度からの経過年数

→　y　：基本年度からｘ年後の推計値

→　a,b,c：最小二乗法により求められる定数

ごみ排出量等の将来推計方法を次に示す。

◆図表 3-19　ごみ排出量の将来推計方法

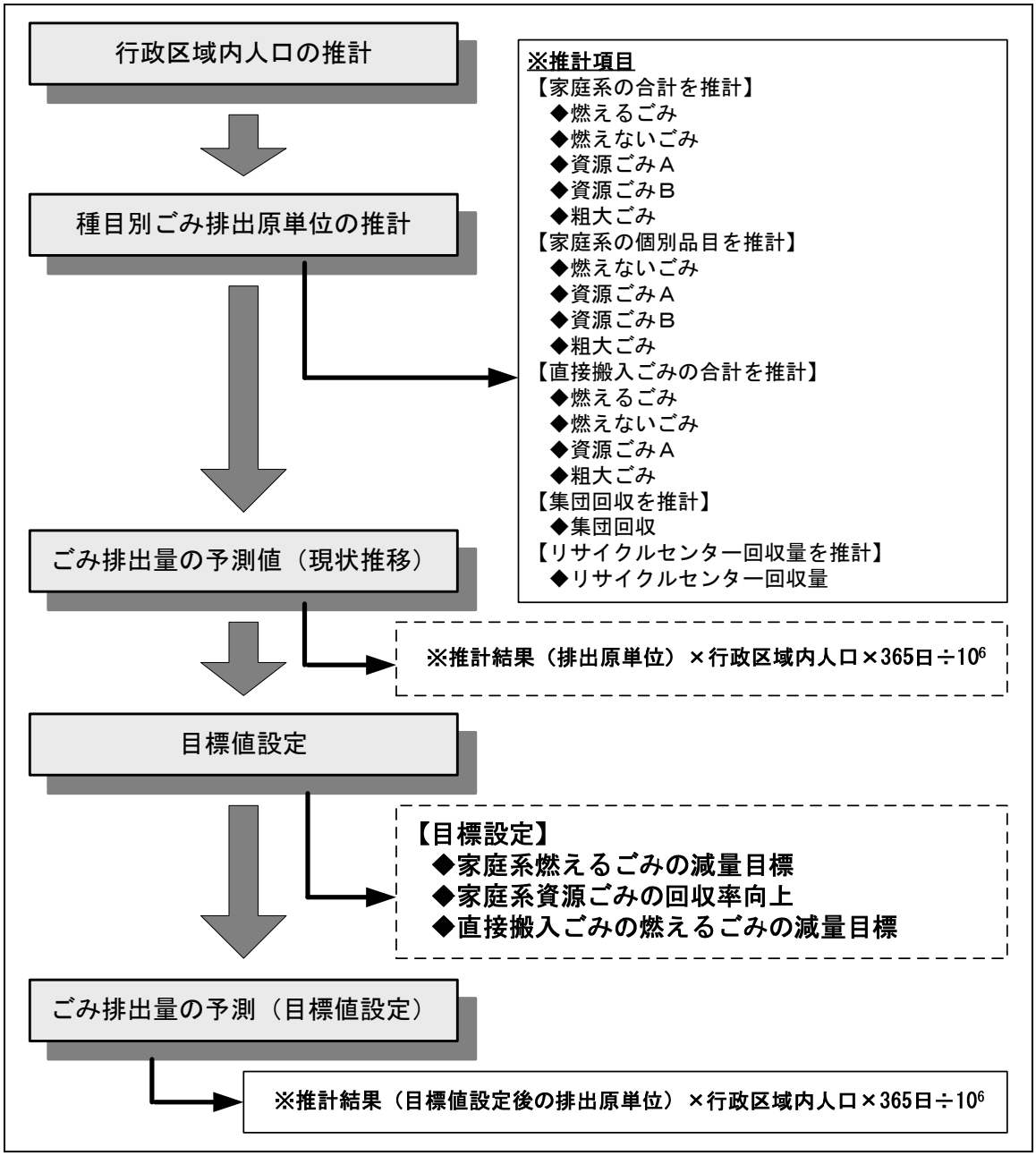

4　排出抑制による減量化の目標設定

4-1　減量化の目標値

本市において、今後取り組むべき減量化の目安となる目標値を設定した。

ごみの減量化の目標値は、家庭系の可燃ごみ及び事業系可燃ごみに対して、減量目標値を設定しており、本計画はこの積み上げを表示している。

◆図表 3-20　ごみの減量化の目標値

区分	減量化の内容	目標年度(H42)における目標値の設定
家庭系可燃ごみ	市内で排出された可燃ごみのうち16.4%が厨芥類であるため、生ごみの水切りを徹底することによりごみの減量化を図る。	水切り効果：10% 協力度　　：50% 削減目標　：0.82%
	食品ロス等を少なくすることや、生ごみの堆肥化などを行い、ごみの減量化を図る。	食品ロス　：40g/人日 削減目標　：5%（2g/人日）
事業系可燃ごみ	排出量を平成26年度実績から目標年度までの間で、10%のごみの減量化を図る。	削減目標　：10%

◆図表 3-21　ごみの減量目標達成後のごみ排出量の推移

項目		単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
家庭系ごみ	現状推移	t/年	6,674	6,442	6,189
	施策実施	t/年	6,651	6,397	6,125
	減量分	t/年	▲23	▲45	▲64
事業系ごみ	現状推移	t/年	1,554	1,544	1,544
	施策実施	t/年	1,493	1,442	1,391
	減量分	t/年	▲61	▲102	▲153

◆図表 3-22　ごみの減量目標達成後の原単位の推移

項目		単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
家庭系ごみ	現状推移	g/人・日	587.08	587.08	587.08
	施策実施	g/人・日	585.06	583.04	581.02
	減量分	g/人・日	▲2.02	▲4.04	▲6.06
事業系ごみ	現状推移	t/日	4.23	4.23	4.23
	施策実施	t/日	4.09	3.95	3.81
	減量分	t/日	▲0.14	▲0.28	▲0.42

4-2　資源化の目標値

資源化の目標値については、現在、本市で分別を行っている家庭系の資源ごみの品目のうち、適正分別が見込める資源ごみ（新聞広告・雑誌類・段ボール・難古紙）の回収量を向上する目標値を設定した。

◆図表 3-23　資源化の目標値

区分	資源化の内容	目標年度(H42)における目標値の設定
資源ごみ（紙類）	市内で排出された可燃ごみのうち 43.4%が紙類であるため、適正分別（5%相当）を徹底することにより資源化を図る。	適正分別目標：2.17%（＝43.4%×5%）

◆図表 3-24　資源化目標達成後の資源ごみ量の推移

項目		単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
資源ごみ	現状推移	t/年	306	283	262
	施策実施	t/年	347	361	376
	適正分別による増加	t/年	＋41	＋78	＋114

5　目標値のまとめ

前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、図表に示すとおりである。

本市では、平成 42 年度で 1 人 1 日当たりの排出量を平成 26 年度実績に対し、約 6g 削減する方針とする。あわせて、適正分別等の推進により資源化率を 28.0%（掘り起しごみの資源化を除く）とする目標を設定した。

◆図表 3-25　目標値のまとめ

項　目		単位	実績値	中間目標値		最終目標値
			H26	H32	H37	H42
行政区域内人口		人	32,400	31,145	30,061	28,880
総排出量		t/年	8,817	8,452	8,133	7,795
	家庭系ごみ	t/年	6,950	6,651	6,397	6,125
	直接搬入ごみ	t/年	1,540	1,493	1,442	1,391
	集団回収	t/年	327	308	294	279
	減量化率(対H26)	-	-	▲4.1%	▲7.8%	▲11.6%
原単位		g/人・日	745.6	743.5	741.2	739.5
	削減量	g/人・日	-	▲2.1	▲4.4	▲6.1
	減量化率(対H26)	-	-	▲0.3%	▲0.6%	▲0.8%
総資源化量		t/年	2,402	2,323	2,256	2,186
	再資源化率	-	27.2%	27.5%	27.7%	28.0%
最終処分量		t/年	0	0	0	0
	最終処分率	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

◆図表 3-26　目標達成後の処理フロー

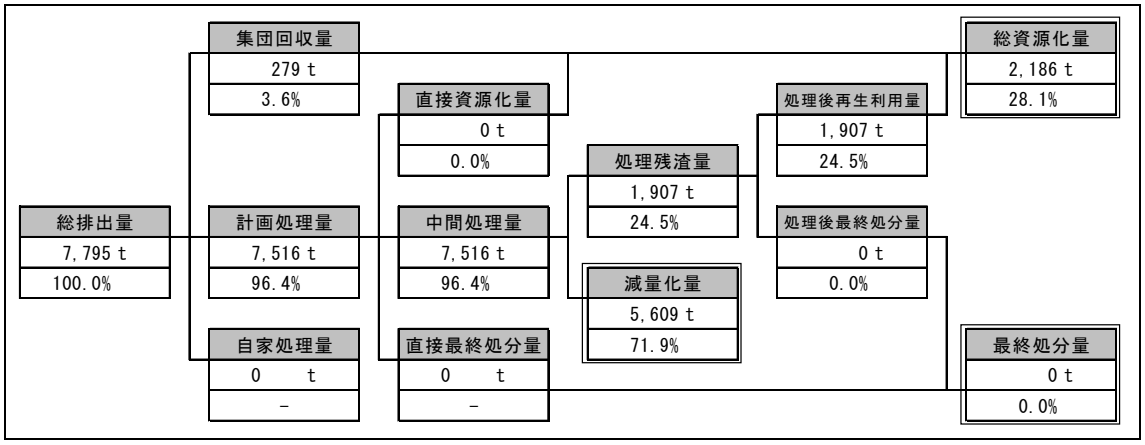

第３節　施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本フレームを示す。

◆図表 3-27　施策の体系

第４節　ごみの排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。
そのため、行政は住民や事業者の取組を積極的に支援する方針とする。
ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

住民・事業者・行政が連携した３Ｒ運動の推進

１　住民の意識向上を図るための取組

施策１　環境教育の充実

小中学校やPTA、婦人会、老人会等を対象にごみ問題や地域の環境に対する問題への理解と取組に積極的に協力してもらうため、施設見学会やごみ問題に関する環境学習を実施する。

施策２　広報等による普及啓発

地域の公民館等でリサイクルやごみの減量に関する講習会を開催し、住民へ「ごみ」に対する関心を高める機会を提供する施策を継続する。

適正な分別への協力やごみの減量に関する記事を、本市の広報等に掲載する等して、住民へリサイクルやごみの減量に対する啓発や意識の向上を図る。

あわせて、生ごみの水切りの徹底、生ごみ堆肥化の利用方法、集団回収への参加及び店頭回収を行っている店舗等についての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する住民の意識向上を図る取組を行うものとする。

施策３　ごみ処理施設見学

婦人会や老人クラブ等の団体へごみ処理施設の見学を行い、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。

施策４　マイバッグ運動の推進

買い物袋（マイバッグ）の持参は、ごみとなるレジ袋の削減はもとより、買い物袋に入るだけの必要なものしか購入できないため、結果として食べ残し等に繋がるごみの発生を削減できることから、こうした住民の取組を推進する。

施策５　リデュース・リユースの促進

また不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出削減につながるため、住民団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供を行う。あわせて、再生商品等の利用促進や、使用頻度の少ない商品の購入を抑制することを啓発する。

住民参加のフリーマーケット

2　事業者の意識向上を図るための取組

施策１　過剰包装の抑制やレジ袋削減の推進

事業者に対して、過剰包装を控える取組に積極的に参加するよう要請する。

本取組を積極的に推進する販売店等については、その活動を広報等により住民に紹介し、企業イメージの向上を手助けする方針とする。

また、佐賀県が推奨している「マイバッグ・ノーレジ袋推進店」と連携し、レジ袋削減に取り組む方針とする。

施策２　店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。

また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を本市のホームページや広報等を活用し、住民へ啓発することを検討する。

施策３　事業者責任の徹底

市内の事業者を対象に、排出者責任の徹底とごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図るため、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対する指導を強化する。

事業所に対しては、以下に示す取組を要請する。

- 再生資源を原材料として用いた製品の供給を検討あるいは拡大するとともに、詰め替え商品やリターナブルびん等の製造・販売を積極的に進める。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等については、再生商品やエコマーク商品をできる限り利用する。
- 使い捨て商品をなるべく作らないようにする。
- 食品廃棄物の水切りを徹底することや、コンポスト化等により、ごみの減量に努める。

施策４　事業系ごみの展開検査

収集運搬許可業者の収集車両に対して、組合にて抜き打ちで展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに異物等の混入が認められた収集運搬許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取組を継続する。

あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすこと等も検討する。

3　行政の取組

施策１　リサイクル製品の積極的な利用

家庭や事業所で使用するノート類や印刷物及びコピー用紙等については、再生品あるいは環境にやさしいエコマーク商品もしくはその同等品を利用するよう広報誌やイベント等で啓発していきます。またパンフレットやポスター等を作成し、市民や事業者に配布することについても検討する。

施策２　助成事業の推進

ごみの減量化や資源化に有効な施策の一環となる生ごみ堆肥化容器等や集団回収の助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとする。

施策３　環境美化推進員の育成

地域における環境美化の促進及び良好な環境の保持を推進し、市民の意識高揚を図り、並びに地域住民自らが快適な生活環境の美しい町づくりの実現を目指すための環境美化推進員の取組を継続する。

あわせて、住民団体、事業者、行政が一体となってごみ問題について考えていくための協議会等を必要に応じて発足する。

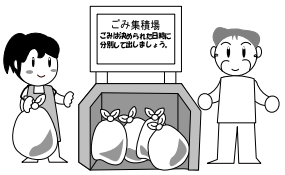

施策４　小型家電のリサイクルの検討

小型家電のリサイクルについては、組合施設においてピックアップ方式で回収を行っており、レアメタルの回収を実施している。

本市においては、こうした取り組みについて住民への広報等を行っていく。

第５節　分別収集計画

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策は以下に示すとおりである。

ごみの減量化及び資源化の推進

１　分別収集の徹底

施策１　資源物分別徹底の啓発

燃えるごみとして排出されたごみには、分別品目のリサイクル可能な古紙類が多く混入しているため、こうした状況を市のホームページや広報等を活用して情報発信し、住民に対して分別の徹底を図る方針とする。

また、ごみステーションに出されたごみについては、分別が悪い場合は、ごみ袋の収集を行わない等の取組を実施していることから、こうした啓発を継続する方針とする。

施策２　介護者・転入者・自治会未加入者等への啓発

賃貸住宅居住者や自治会未加入者に対するごみの減量や資源物の分別の周知が課題である。そのため、転入時の窓口での啓発や、不動産業者や管理業者等を通じた分別の徹底を啓発する取組を進める方針とする。

また、近年では介護を要する一人暮らし等の家庭において介護者（業者）がごみの分別をする場合もあることから、介護者に対しても分別の徹底を啓発する取組を進める方針とする。

施策３　分別品目のあり方に関する調査・検討

当面の間、分別収集区分については現状を維持する方針とするが、将来的には周辺自治体の取組状況等を踏まえて、調査・検討を進めていく方針とする。

2　リサイクルの推進

施策１　資源ごみの回収ルートの構築

事業系ごみは、事業者自身で資源化を推進する等の取組を行い、排出量の削減を図ることを原則とする。

本市では、事業者が自ら資源化を行うために必要となる古紙等を取り扱う資源回収業者等を把握すると同時に、こうした回収業者を事業者に紹介するための各種情報提供を行うシステムのあり方を検討する。

また、事業者が販売ルート等を通じた回収システムを確立するとともに、牛乳パックや食品トレイなどの回収を実施する。

施策２　不要品交換事業等の推進

フリーマーケットなどの開催や、不要品情報コーナーを設けることにより、市民が不要品の交換等を効率的に行えるよう、情報や場所の提供等について検討します。（広報誌やホームページを利用し、情報を発信していく等）

施策３　集団回収推進事業

市内の婦人会、老人クラブ、子どもクラブ等の住民団体の集団回収を推進し、資源回収活動について支援を行っていく。

第６節　ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

1　ごみ処理主体

本市から排出されたごみの処理主体を排出から処理･処分に至る工程ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化する。

1-1　排出段階

排出段階における再利用やごみ減量は、排出者である住民や事業者が自ら行うものとする。

なお、ごみの再生利用やごみ減量を実施するための周知・啓発等は本市が行うものとする。

1-2　収集運搬段階

家庭から排出されるごみの収集運搬については、組合が委託した収集運搬業者が行うものとする。なお、組合施設へごみを持ち込む場合は、個人は自らが運搬、事業系ごみは自らが運搬もしくは許可業者へ委託するものとする。

また、事業系ごみは事業者自ら組合施設に運搬、または一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）へ委託するものとする。

1-3　処理処分段階

ごみの処理処分は、現状どおり組合で行うものとする。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者または排出者の責任において処理処分を行うものとする。

◆図表 3-28　ごみ処理段階と処理主体

区分	排出	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	住民	組合 （委託業者）	組合	組合
事業系ごみ	事業者	事業者 許可業者	組合	

2　収集・運搬計画

2-1　収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、委託で行っている。ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、平成 42 年度において 6,125t/年となる見込みである。

◆図表 3-29　収集運搬量

項目	単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
燃えるごみ	t/年	5,545	5,302	5,044
燃えないごみ	t/年	551	532	511
資源ごみ	t/年	347	361	376
粗大ごみ	t/年	210	202	194
合計	t/年	6,651	6,397	6,125

2-2　収集運搬の施策

収集運搬に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策１　収集運搬サービスの向上

ごみの収集運搬に関する住民サービスの向上手段としては、収集頻度や収集ステーション数を多くすること等が挙げられるが、これを実施した場合、収集運搬に関する費用負担が増えることとなる。

そのため、当面の間、収集頻度は、これまでと同様の頻度で収集を行う方針とする。

一方で、新たな収集ステーションの設置は、住民の要望、収集運搬に関する住民サービスの維持、収集運搬の行政負担のバランスを考慮した上で、判断するものとする。なお、新たに設置した収集ステーションは、地域住民により維持管理を行うものとする。

施策２　福祉向上のための収集サービス

介護が必要な住民や障がいのある住民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要である。特に、粗大ごみは支援の必要性が高いことから、こうした住民を対象とした支援方法、支援体制の構築について、検討を進める方針とする。

施策３ 事業系ごみ搬入指導等

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第 3 条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業系ごみの搬入は事業者自らが行うか、あるいは許可業者により行われている。

本市及び組合は連携して、事業者に対して、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、組合に搬入されたごみについては、必要に応じて展開検査等を行い、分別徹底を指導する方針とする。

また、ごみを多量に排出している事業者に対して、ごみの減量・再資源化等への意識向上を図ることを目的とした指導の強化のあり方を検討する方針とする。

なお、事業系ごみの収集運搬は、平成 21 年 4 月より事業系一般廃棄物収集運搬許可制度を導入しており、排出事業者の減量化・資源化意識の高揚と自己処理責任の明確化を図っていることから、本制度の継続する方針とする。

3　中間処理計画

3-1　中間処理量

中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込み、年間排出量は平成 42 年度において 7,516t/年とする。

◆図表 3-30　中間処理量

項目	単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
燃えるごみ	t/年	7,014	6,722	6,414
燃えないごみ	t/年	554	535	514
資源ごみ	t/年	349	363	378
粗大ごみ	t/年	227	219	210
合計	t/年	8,144	7,839	7,516

施策１ 既存施設の適切な維持管理を継続

本市の中間処理（焼却処理・資源化処理等）は、組合の脊振広域クリーンセンターで行っていることから、今後も現状の処理体制を継続することにより、当施設の効率的な運営及び安定的な処理を維持していくものとする。

施策２ 将来のごみ処理の方向性

組合のごみ処理施設は供用後18年が経過していることから、当施設の更新を視野に入れた検討を開始する時期を迎えている。

そのため、組合の将来的なごみ処理の方向性を定めるために、周辺自治体の動向調査や新技術の動向調査に対して協力していくものとする。

また、鳥栖・三養基西部環境施設組合との広域化も視野に入れた各種検討を進め、本市にとって最も適した処理体制の構築を図る方針とする。

4 最終処分計画

最終処分に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策１ 最終処分量のゼロを維持

本市では、これまでと同様に、ごみの減量化及び資源化の推進により、最終処分量をゼロとすることを継続する方針とする。

施策２ 既存の埋立処分場の掘り起し事業の継続

組合が管理する最終処分場については、埋立物を掘り起し、埋立物を完全に撤去する事業を継続していることから、本事業を継続する方針とする。

第７節　ごみ処理施設整備

１　施設整備基本方針

本市のごみ処理は、現在のごみ処理体制を維持していくが、長期的には、鳥栖・三養基西部環境施設組合との広域化処理も視野に入れた検討を行っていく必要があるため、鳥栖・三養基西部環境施設組合を交えた各種検討を進める方針とする。

２　施設整備計画目標年度

今後の本市のごみ処理のあり方に関して、関係自治体と協議を進める方針としていることから、こうした方針を踏まえた上で施設整備計画の目標年度を確定していく方針とする。

なお、一般的な計画目標年度の考え方は、以下に示す通りである。

施設規模を算定するための処理量として採用する計画目標年次は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について（環整第 107 号　厚生省環境衛生局水道環境部長通知）」において、『稼動予定年の 7 年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めること。』とされているため、計画施設が供用を開始するまでの間で、最も処理量が多い年度を、施設整備の計画目標年度として採用する。

第８節　その他

1　環境美化

環境にやさしいまちづくりを進めるため、住民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収など、その活動を積極的に支援するものとする。

2　不法投棄の防止

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などの問題に対する住民・事業者・行政の３者による情報ネットワークの構築が必要となっている。不法投棄対策としては、佐賀県不法投棄監視員と連携し、定期的なパトロールや郵便局との不法投棄の通報協定を締結し、不法投棄の抑止、早期発見に努めていく。また、市内に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に活用していく。

3　特別管理廃棄物の適正処理

感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、本市及び組合では処理できないことから、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処分専門業者に委託し、適正処理を実施するものとします。

第４章　災害廃棄物

第１節　基本事項

１　計画の位置付け

大規模地震や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみなどに対応していく必要がある。

本計画は、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省）」を参考として、大規模地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要となる基本的事項を示した。

本計画を基本として、災害発生後の住民の生活基盤の早期回復と生活環境の復旧に万全を図るものとする。なお、本計画においては、大規模震災や水害などの災害の種類により、発生する廃棄物の種類や量は異なるが、基本的な考え方は同様であると考えている。

２　対象廃棄物

本計画では、災害発生に伴い平常時に排出されるごみとは異なる対応が必要となる廃棄物を、本計画の対象廃棄物としており、その概要を以下に示す。

◆図表 4-1　処理対象物

対象区分	内容
家 庭 系 ご み	一般家庭及び避難所から発生した家庭系のごみ等
粗　大　ご　み	災害により多量に発生した廃畳・家具類等
災 害 廃 棄 物	建物等の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等
適正処理困難物	平常時に収集しないもの、廃家電、アスベスト等

3　災害発生時の課題

大規模震災や水害等が発生した際の廃棄物処理に対する課題事項を以下に示す。

◆図表 4-2　災害発生時の課題

項　目	震災時	水害時
ごみ排出量	災害発生直後は、道路網の損壊等により収集ができないため、復旧にあわせて、多量に排出される。	災害直後に一時的に多量に排出される。
ごみ処理の状況	比較的分別し易い廃棄物が多いと考えられるため、中間処理や再資源化を徹底することで、埋立処分量が削減できると考えられるが、中間処理等にあたっては、廃棄物処理施設が被災することにより、処理ができなくなる可能性がある。	発生する廃棄物については、可能な限り中間処理や再資源化を進めていくこととなるが、大半の廃棄物は濡れた状態で泥などが付着ししているため、中間処理等が困難となり、埋立処分量が震災廃棄物と比較して多くなる可能性がある。
廃棄物処理施設	被災状況によっては、稼動停止や処理体制に支障が生じる可能性が高い。	施設自体の被害は少ないと考えられるが、搬入されるごみ質によっては、各施設において適正処理ができない可能性がある。
解体家屋の処理	倒壊家屋のがれきや廃材などが多量に発生する。	水害により倒壊する家屋は震災と比較して少ないが、一定のがれきや廃材が発生する。

第２節　基本方針

1　基本方針

震災、水害時に発生する災害廃棄物の処理に対する基本方針は以下の通りとする。

- 連携スキームに沿った円滑な協力体制を確保する。
- 災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行う。
- 災害発生時のごみ排出方法を周知徹底する。
- 廃棄物の分別を徹底する。
- 処理に当たっては作業者の安全性を確保する。

2　災害発生時の協力体制の確保

災害発生時における関連機関等との連携スキーム（案）を図表 4-3 に示す。

災害発生時においては、本スキームに沿った上で円滑な協力体制を確保するものとする。

2-1 周辺自治体への協力要請

組合にて平成 17 年 4 月に鳥栖・三養基西部環境施設組合と災害発生時の相互応援体制についての協定書を交わしているため、本市において災害が発生した場合は、本協定書に基づいて協力要請を行うものとする。

2-2 民間団体への協力要請

協力要請が必要となると考えられる民間団体としては、建設機械リース業者、一般廃棄物及び産業廃棄物関係業者、土地所有者などが挙げられる。

建設機械リース業者については、がれきなどの撤去が必要となるため、これに関連する重機などを優先的に貸し出すように協力要請する。

一般廃棄物及び産業廃棄物関係業者については、排出されるごみや解体家屋などのがれきを通常の収集運搬体制では収集できないため、緊急時の連携体制を事前に確保した上で、協力要請する。

基本的には本市が所有する土地などを利用して収集したごみを仮置きする計画とするが、場合によっては用地が不足することも考えられるため、必要に応じて仮置きが可能な土地を所有している方にも協力要請を行うものとする。

2-3 ボランティアなどへの協力要請

災害廃棄物などの撤去等については、多くの人員が必要となるため、NGO や NPO などの民間からボランティアを募り、協力要請を行うものとする。

◆図表 4-3　災害発生時の連携スキーム

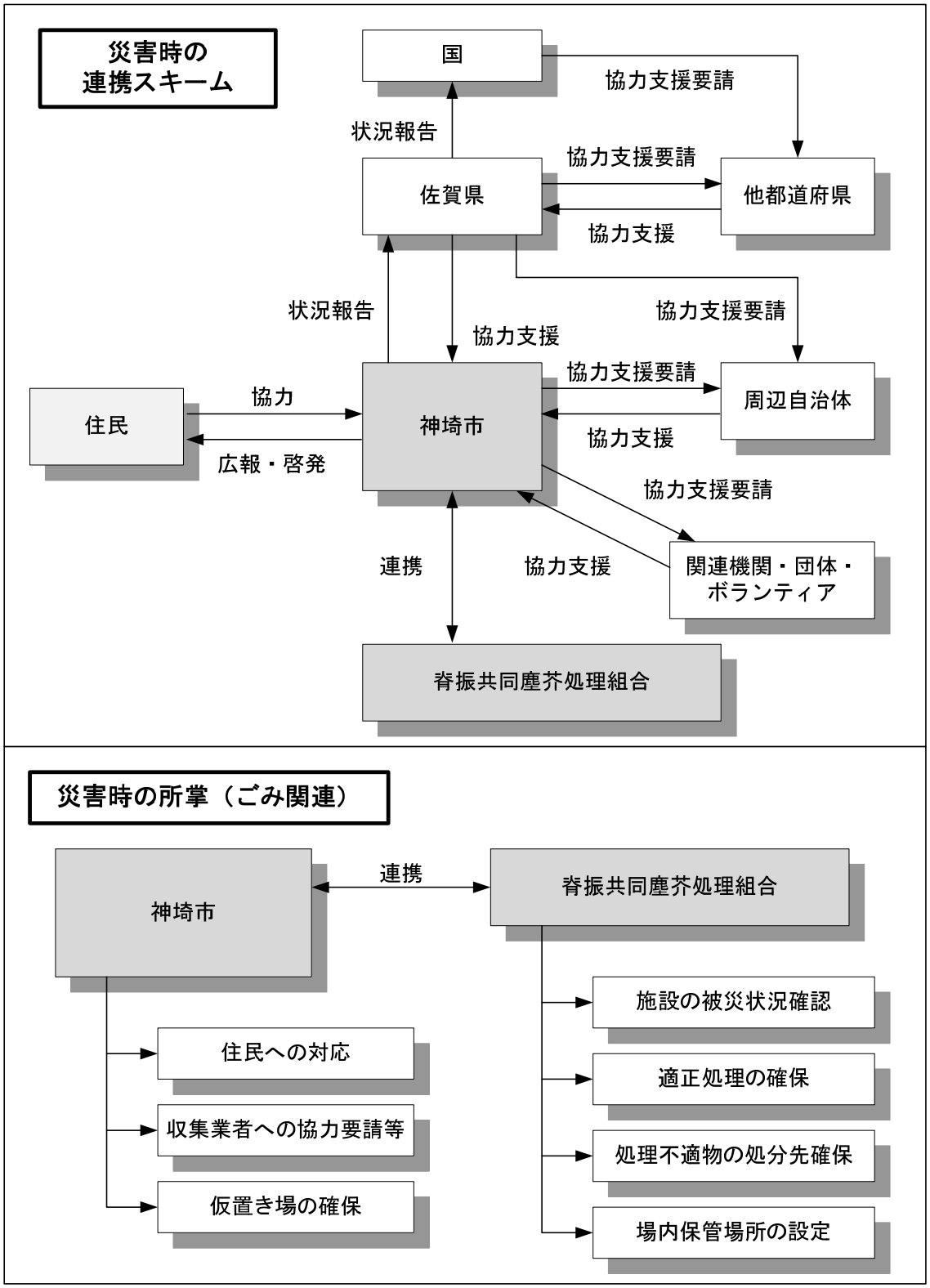

3　的確な情報収集の実施

災害廃棄物について迅速な対応を行うためには、被災状況の情報を的確に収集することが重要となる。以下に、収集すべき情報として考えられるものを列記した。

- 建物の被災状況（地震時：全壊・半壊等、水害時：床上・床下浸水等）
- ごみ処理施設などの被災状況
- 道路網の被害状況
- 利用可能な施設、機材、車両、人員などの状況
- がれき・粗大ごみなどの発生量の予測及び処理方法・仮置き場の状況

4　住民への広報を実施

災害発生時に廃棄物の排出方法を住民に理解してもらい、かつ協力を要請する必要がある。

住民へ広報として、災害発生前においてはインターネットや広報誌などを活用し、周知徹底を図るものとする。災害時においては、ライフラインの電気が途絶える可能性もあるため、主としてラジオ、公共の掲示板、広報宣伝車などを利用して、ごみの排出方法や場所、排出時期などを広報するものとする。

5　廃棄物の分別の徹底

災害時に発生する廃棄物は多種多様なものとなるため、可能な限り最終処分する廃棄物を少なくすることを目的に、分別の徹底を周知するものとする。本件については、災害発生前に災害時の基本的な分別区分を周知するものであるが、実際に災害が発生した場合は被災の状況にあわせて、分別区分の簡素化を図るなど臨機応変に対応するものとする。

6　作業者の安全性を確保

災害廃棄物を一次保管するための仮置き場や組合の施設において、災害廃棄物の分別や処理作業を行うこととなるが、特に仮置き場などではごみ搬入車両の動線や重機の作業動線などが集中する可能性もあり、作業員にとって危険な環境となる場合もあるため、作業員の安全性を十分に確保した計画を事前に検討するものとする。

第３節　災害廃棄物の処理方法等

１　仮置き場

1-1 仮置き場の考え方について

災害廃棄物は、大量に発生することが想定されるため、仮置き場に一時的に保管する必要がある。そのため、発生した災害廃棄物を仮置きできる面積を確保することができ、搬入車両や重機が容易に通行でき、場合によっては中長期に渡って使用できる場所を選定する必要がある。

◆図表 4-4　仮置き場の考え方

項　目	【一次仮置き場】	【二次仮置き場】
考　え　方	災害廃棄物を早急に撤去するために被災地区に近い場所に設置	災害廃棄物の処理や処分の状況によって、中長期に渡って保管等が必要となった場合に設置
選　定　場　所	公園、グランド、公共施設、駐車場、空き地、多目的広場、運動公園、既存の最終処分場など	

◆図表 4-5　仮置き場のレイアウトに関するイメージ

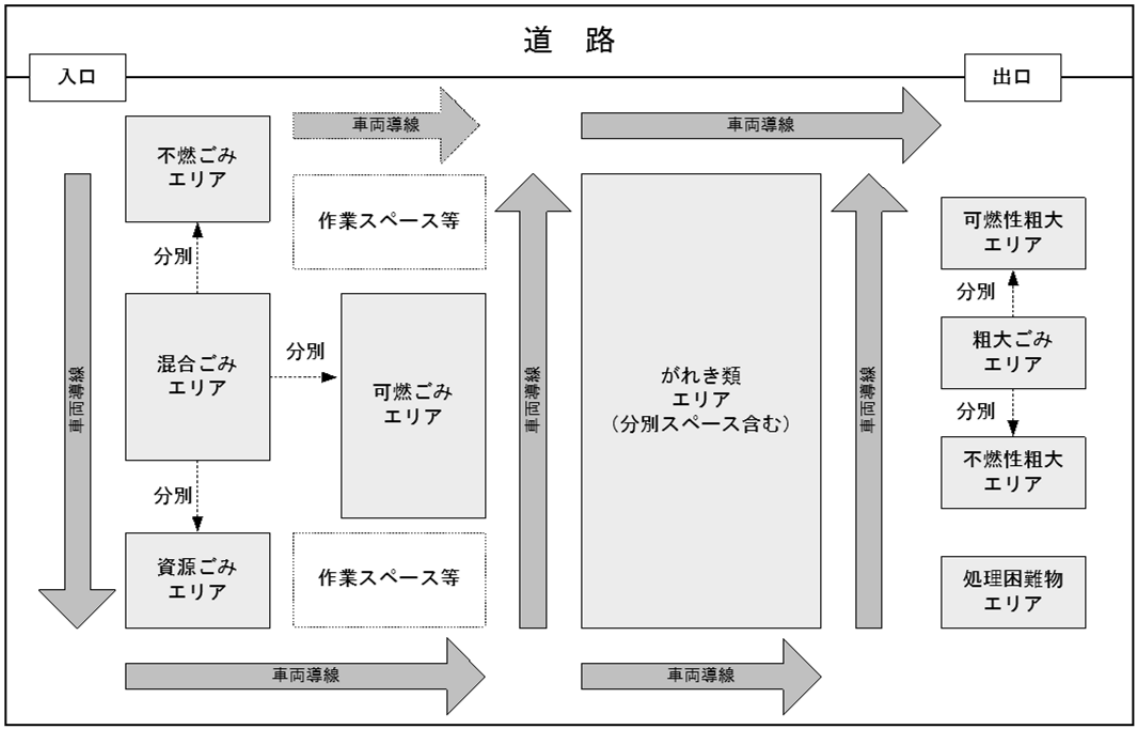

1-2 仮置き場の運営方法

仮置き場については、以下に示す点に留意しつつ運営する計画とする。

なお、水害廃棄物については、水分を含んだ廃棄物となるため、腐敗や悪臭などにも考慮する必要がある。

【共通事項】

- 搬入・搬出する災害廃棄物の適正管理を行う。
- 仮置き場内での作業員や重機などの動線を決め、効率的に受け入れる。
- 設定した分別区分に従い、適正な作業を行う。
- 仮置き場に搬入された災害廃棄物については、処理の優先順位を定め、受入面積の確保を行う。
- 火災などの事故に十分配慮した作業を行う。
- 粉塵・騒音・悪臭などに配慮した作業を行う。

【水害廃棄物】

- 火災等に配慮し消火器の配置や消防との連携を図り、二次災害の発生防止に努める。
- 消毒剤や消臭剤を用いて、悪臭や害虫の発生を防止する。
- 場合によっては、公共水域への汚水の流入防止措置を実施する。

2　処理方法

2-1 家庭系ごみ（粗大ごみ含む）

家庭系ごみの発生量については、災害発生時も平常時とほぼ同様であるとされている。

しかし、粗大ごみについては、特に水害が発生した際には短期間に多量の廃棄物が発生する。同時に、畳などは腐敗し悪臭が発生する場合もあることから、迅速な対応が必要となる。

以下に、災害発生時の収集運搬・処理方法に関しての基本的な考え方を示した。

- 一時的に大量な廃棄物が発生するため、これを保管できる仮置き場を設ける。
- 災害により被害が想定される場所への収集ルートを検討する。
- 路上の廃棄物を優先的に収集する。
- 腐敗や悪臭を放つ生活系ごみや畳などについては早期に処理する。
- 不燃物については、破砕や資源選別を徹底し、埋立処分量を削減する。

2-2 災害廃棄物

震災時では、建物の倒壊や焼失などによりがれきが多量に発生する。同時に、損壊家屋などの解体に伴い、廃材や鉄筋を含むコンクリートがらなどが長期的に発生することとなるため、がれきの処理については通行上支障のあるものを優先的に処理する計画とする。また、発生したがれきについては、再利用可能なものは極力活用し、どうしても使用できないものを焼却処理または埋立処分する方針とする。

なお、解体家屋の廃材については再利用や再資源化が可能なものが多く含まれていることから、解体現場での分別の徹底を指導するものとし、解体撤去時には、周辺環境への影響を軽減するために、早朝・夜間の工事を避けることや、粉塵対策としての散水、場合によってアスベスト飛散防止対策などに配慮した周辺環境対策を行うものとする。

【分別区分案】

- 木くず
- コンクリート塊
- 金属くず
- その他可燃物

2-3 適正処理困難物

適正処理が困難な廃棄物は、組合の施設において処理ができないことから、基本的には平常時の対応と同様に排出者の責任で受入可能な処理施設で処分するものとする。

同時に、家電リサイクル法対象品目についても、平常時と同様の取り扱いとし、組合の施設では処理は行わないものとする。ただし、引取場所の被災状況や個人での対応が困難な災害であった場合は、仮置き場にて取引や一時保管を行うこととする。

第４節　災害廃棄物の推定方法

1　災害廃棄物の発生量の算出方法

災害廃棄物の発生量は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 26 年 3 月）に示された推計式及び原単位をもとに算出するものとする。なお、本計画においては、具体的な被害状況の推定は困難であることから、参考とする発生原単位を整理する。

【算出式】

災害廃棄物発生量(t)

＝　地震による倒壊棟数×発生原単位＋津波による浸水世帯数×発生原単位

◆図表 4-6　災害廃棄物の発生原単位

項　目	南海トラフ巨大地震	首都直下地震
全　　壊	117t/棟	161t/棟
半　　壊	23t/棟	32t/棟
床 上 浸 水	4.60t/世帯	-
床 下 浸 水	0.62t/世帯	-

2　津波堆積物の推定

津波が発生した際の堆積物の発生量は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 26 年 3 月）に示された下式にもとづいて、発生時に推定を行うものとする。

津波堆積物　＝　津波浸水面積（m^2）　×　発生源単位（0.024t/m^2）

3　火災焼失に伴う建物の減量率の推定

火災焼失に伴う建物の減量率は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 26 年 3 月）に示された下式にもとづいて、発生時に推定を行うものとする。

◆図表 4-7　火災焼失による減量率の発生原単位

項　目	木造建物	非木造建物
減 量 割 合	34%減	16%減
原　単　位	78t/棟（≒117t/棟×66%）	98t/棟（≒117t/棟×84%）

4　水害廃棄物の発生量の推定

水害が発生した際には浸水家屋より大量の粗大ごみが発生することが考えられる。

発生量は、「水害廃棄物対策指針」（環境省、平成 17 年 6 月）に示された下式にもとづいて、災害発生時に推定を行うものとする。

水害発生量　＝　被災家屋数　×　発生源単位（2t/家屋）

第５節　その他事項

１　被災家屋等に関する解体撤去の手順

災害廃棄物処理事業については、廃棄物処理法第 22 条にて国庫補助の対象となっていることから、これに伴う解体撤去は建物の所有者の申請にもとづいて、自治体が解体撤去と運搬を発注することができる。

上記の方法により解体を行う手順は「解体撤去申請の受付→申請事項の確認→現地調査→解体撤去の決定・優先度の評価→解体業者へ発注→完了の確認・支払」となっているため、住民に対して周知徹底を図っていくものとする。